

～世田谷区内の事業者の皆さんへ～

# 事業系一般廃棄物 ガイドブック



令和6年（2024年）4月

世田谷区



# はじめに

世田谷区では、平成12年4月の都区制度改革による東京都からの清掃事業の移管を受け、ごみの減量を重大な課題として位置づけ、重点的に取り組むとともに、移管前から区が取り組んできたリサイクル事業のより一層の推進を図ってきました。

本冊子は、ごみの発生・排出抑制に重点を置き、世田谷区内の事業者の皆さんに、事業系廃棄物の仕組みや現状、適正な処理方法について知っていただくとともに、排出者として、積極的にごみの減量やリサイクルに取り組んでいただくことを目的としています。

そして、区民・事業者が主体となって暮らしや事業活動のあり方、「もの」とのつきあい方を見直し、環境に配慮した生産・消費のあり方へと転換し、不要となった「もの」は循環させ、それでもなお排出されるごみは適正に取り扱う社会、「環境に配慮した持続可能な社会」の実現を、事業者との協働によりめざしていきたいと考えております。

事業者の皆様には、本冊子をご活用いただき、ごみの減量やリサイクルを通じて、環境に配慮した取り組みに一層のご協力をお願いいたします。





このガイドブックでは、主に**事業系一般廃棄物**に関する内容を説明しています。

## 目次

1	廃棄物・リサイクル関連の法体系	1
2	事業系廃棄物とは	2
3	世田谷区の実業系廃棄物の現状	2
4	事業者に求められる役割	5
5	事業系廃棄物の区分	7
6	事業系廃棄物の適正な処理	9
	1 一般廃棄物	
	① 許可業者に委託	11
	② 区の収集を利用	13
	③ 自己持込みにより清掃工場等へ搬入	14
	④ リサイクル業者に委託【資源のみ】	16
	2 産業廃棄物	17
7	排出者としての義務	
	1 全ての事業者	19
	2 マニフェストの提出が必要な事業者	20
	3 事業用大規模建築物	21
8	医療業、建設業、食品関連業の皆さんへ	
	1 医療業	30
	2 建設業	32
	3 食品関連業	32
9	ごみ減量に向けた取組み	
	1 ごみ減量・リサイクルに取り組むメリット	33
	2 取組みの基本ステップ（例）	34
	3 紙のリサイクル	35
	4 剪定枝のリサイクル	36
	5 食品廃棄物のリサイクル・食品ロスの削減	37
	6 プラスチック対策	41
	7 具体的な取組例	42
10	資料集	
	1 よくあるQ & A	46
	2 マニフェストの購入方法	48
	3 廃棄物処理法の主な罰則	48
	4 主な事業系廃棄物 分別一覧表	49

### このガイドブックで使われる用語

- 「廃棄物」…ごみのほか資源（古紙等リサイクルできるもの）を含む
- 「法」又は「廃棄物処理法」…廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 「令」…廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- 「条例」…世田谷区清掃・リサイクル条例
- 「規則」…世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則
- 「一廃」…一般廃棄物
- 「特管一廃」…特別管理一般廃棄物
- 「清掃一組」…東京二十三区清掃一部事務組合
- 「清掃工場等」…清掃工場と中防処理施設（粗大ごみ破碎処理施設・不燃ごみ処理センター・選別機）
- 「許可業者」…地方公共団体の長から許可を受けた廃棄物処理業者
- 「産廃」…産業廃棄物
- 「特管産廃」…特別管理産業廃棄物

# 索引

## あ行

- IS014001 . . . . . 5
- あわせ産廃 . . . . . 14、30
- 委託基準 . . . . . 6、19、48
- 委託契約 . . . . . 6、11、18、19
- 一般廃棄物 . . . . . 2、7、11
- 一般廃棄物収集運搬業者一覧 . . . 12
- 医療関係機関等 . . . . . 30、31
- 受付時間（搬入時間）. . . . . 15
- SDGs（エスディーゼイズ）. . . . . 5、19、38

## か行

- 拡大生産者責任 . . . . . 5
- 家庭廃棄物 . . . . . 2、7、13
- 家電リサイクル法 . . . . . 1、46
- 環境ラベル . . . . . 10
- 感染性廃棄物 . . . . . 30、46
- クリーンタウン世田谷（夜間収集）. 11
- グリーンリサイクル . . . . . 37
- 継続持込み . . . . . 14、15
- 建設リサイクル法 . . . . . 1、32
- ごみ処理・リサイクルフロー図 . . . 21、26、29、47

## さ行

- 再使用 . . . . . 5、10、35
- 再生品 . . . . . 1、10
- 再利用計画書 . . . . . 2、3、21~26、47
- 産業廃棄物 . . . . . 2、7、17
- 事業活動 . . . . . 2、5~7、24、28
- 事業系一般廃棄物 . . . . . 9、10、13、14、20~22、24
- 事業系廃棄物 . . . . . 2、3、5、7、9、49
- 事業系有料ごみ処理券（シール）. 7、9、13、30
- 事業系リサイクルシステム . . . . . 16、35、49、50
- 事業用大規模建築物 . . . . . 2、21~26、46、47
- 自己処理責任 . . . . . 5、9
- 自己搬入 . . . . . 9
- 自己持込み . . . . . 14
- シュレッター古紙 . . . . . 16、35、49
- 循環型社会 . . . . . 1、5、10、33
- 食品関連事業者 . . . . . 32、38、45、49
- 食品廃棄物 . . . . . 6、32、37~39
- 食品リサイクル法 . . . . . 1、32、38、39、45、49
- 食品ロス . . . . . 32、37、38、40、45
- 処理料金 . . . . . 9、13、19、44
- 水銀 . . . . . 8、46、50
- ステッカー . . . . . 30
- 3R（スリーアール）. . . . . 5、24、26、33、41
- 世田谷区一般廃棄物処理基本計画 . 4
- 世田谷クリーン通信（せたくり）. 35
- 剪定枝 . . . . . 3、12、28、36、37、49

## た行

- 町会・自治会 . . . . . 2
- 2R（ツーアール）. . . . . 5、33
- 電子マニフェスト . . . . . 20、48
- 動物死体 . . . . . 11、12
- 特定家庭用機器廃棄物 . . . . . 11
- 特定商業施設 . . . . . 2、21
- 特別管理一般廃棄物 . . . . . 7、14、30、46
- 特別管理産業廃棄物 . . . . . 7、30、46、48

## な行

- 生ごみ（類）. . . . . 3、8~11、32、45、49

## は行

- 廃家電 . . . . . 11、12
- 廃棄物管理責任者 . . . . . 21、23~26、33、46、47
- 廃棄物管理責任者講習会 . . . . . 24、45
- 廃棄物管理責任者選任届 . . . . . 24、25
- 廃棄物管理補助者 . . . . . 24
- 廃棄物処理手数料 . . . . . 9
- 排出者 . . . . . 11、18、19、20、25、32、36
- 排出事業者責任 . . . . . 6
- バイオマス発電 . . . . . 36
- 罰則 . . . . . 19、22、41、48
- 非医療廃棄物 . . . . . 30
- 非感染性廃棄物 . . . . . 30
- PCB廃棄物 . . . . . 46
- 不法投棄 . . . . . 6、20、48
- プラスチック . . . . . 1、3、8、14、15、40、41、49、50
- ふれあい指導 . . . . . 14
- 分別一覧表 . . . . . 10、49
- 弁当がら . . . . . 15、50
- 保管場所 . . . . . 18、21、22、24、25、29、34

## ま行

- マニフェスト . . . . . 18、20、23、48
- 専ら物 . . . . . 16
- 元請業者 . . . . . 32

## ら行

- 臨時持込み . . . . . 14、15

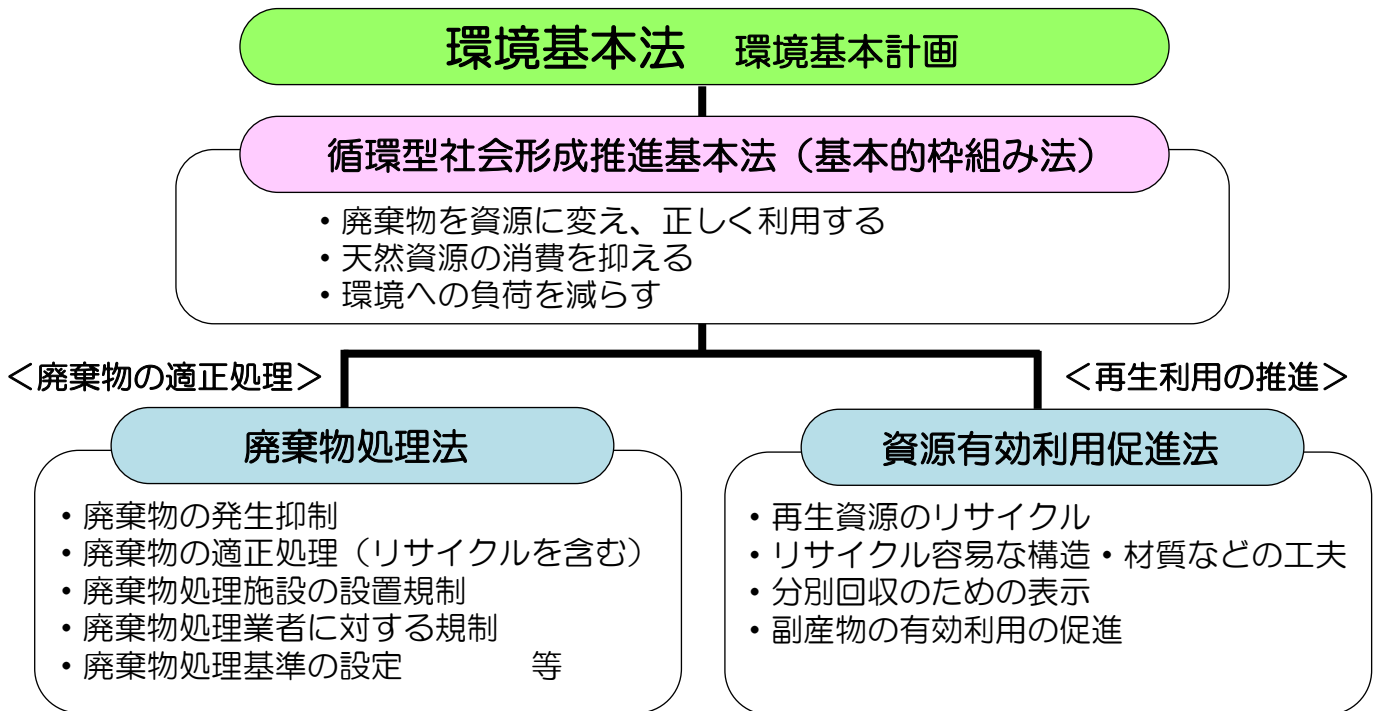
参照ページがある場合は、このマークでお知らせします。



# 1 廃棄物・リサイクル関連の法体系

地球の環境問題を考慮し、豊かな地球環境を保全するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、環境への負荷低減のために廃棄物の発生抑制やリサイクルを積極的に実践する、循環型社会を実現することが求められています。

ここでは、その循環型社会の実現のために現在整備されている主な法律を紹介します。



## <個別物品の特性に応じた規制>

容器包装リサイクル法 (びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装など)

家電リサイクル法 (エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機)

食品リサイクル法 (食品残さ)

P.32 参照



建設リサイクル法 (木材、コンクリート、アスファルト)

P.32 参照



自動車リサイクル法 (自動車)

小型家電リサイクル法 (小型電子機器など)

プラスチック資源循環促進法 (プラスチック)

P.41 参照



そのほかにも、国が率先して再生品などを調達することを推進するグリーン購入法などもあります。

## 2 事業系廃棄物とは

条例では、一般家庭の日常生活に伴って生じた**廃棄物<sup>1</sup>**を「**家庭廃棄物**」、会社やお店などの**事業活動**（※）に伴って生じた廃棄物を「**事業系廃棄物**」と区分しています  
さらに、事業系廃棄物は「**一般廃棄物（一廃）**」と「**産業廃棄物（産廃）**」に分かれます。

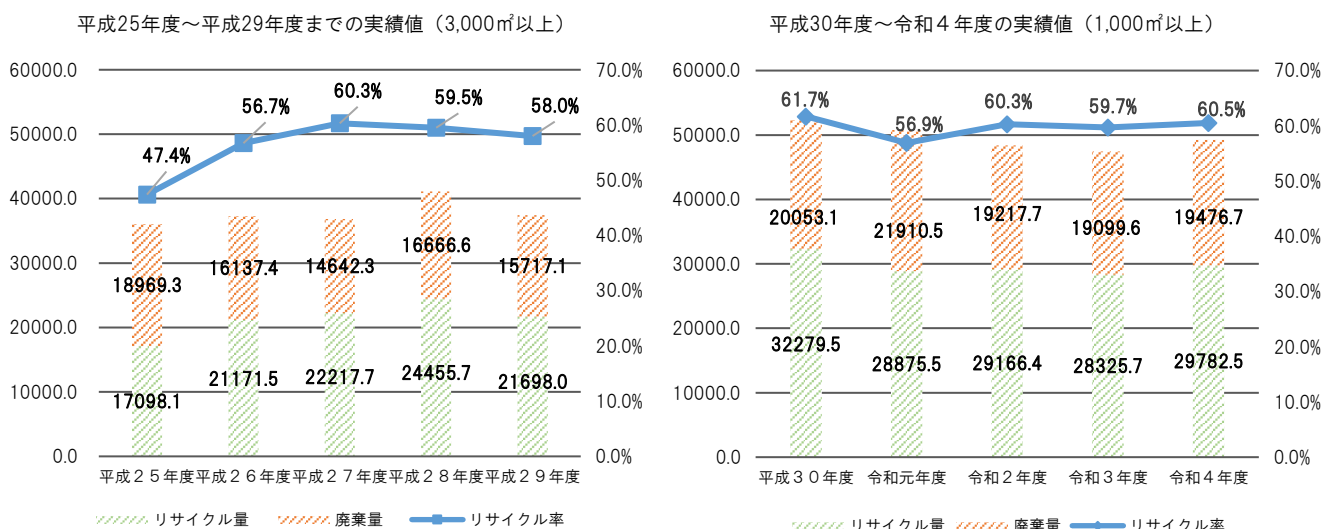
産廃は、法令により 20 種類が指定され、一廃は、産廃以外のものをいいます。 P7~8 参照

（※）**事業活動**とは、会社やお店など営利を目的とする場合だけでなく、官公署や学校、**町会・自治会**、NPO法人のように、公共サービスの提供や非営利を目的とする場合も含まれます。



## 3 世田谷区の実績値の現状

### （1）世田谷区の実績値の推移（単位：トン） ※産業廃棄物を含む



※数量値は、区内事業用大規模建築物（1,000㎡以上）の事業者から提出された再利用計画書の集計によるもので、区内の実績値の総量を示すものではありません。

※事業用大規模建築物の基準は、平成29年度までは3,000㎡以上でしたが、平成30年度から現在の1,000㎡以上に変更され、500㎡以上の特定商業施設を含みます。

左側のグラフは、平成25年度から平成29年度までの実績値で、3,000㎡以上の事業所の分を集計しています。

一方、右側のグラフは、平成30年度から令和4年度までの実績値で、平成30年度より新たに対象となった、1,000～3,000㎡の事業所の分も加えたものとなっています。

リサイクル率は令和元年度に下降したものの、令和2年度～令和4年度にかけては60%前後で推移しています。

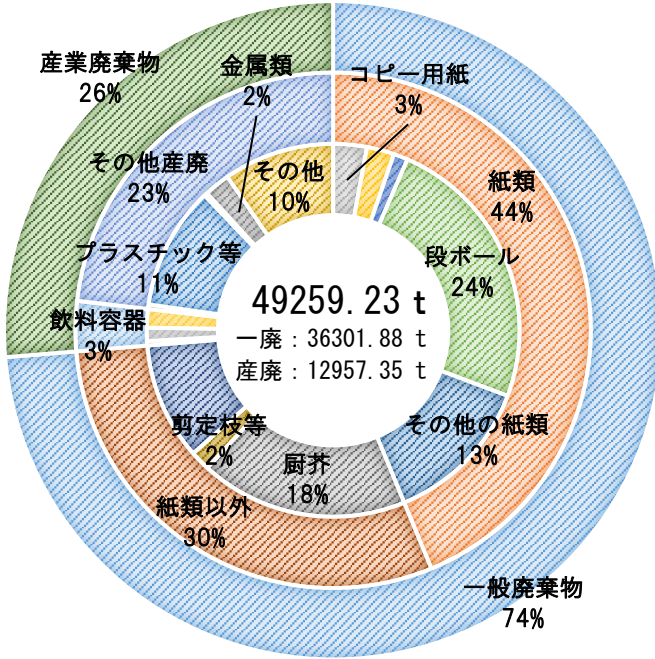
また、廃棄量とリサイクル量を足した全体量は、令和3年度までは減少していましたが、令和4年度は再び増加しており、令和3年度までの減少も新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると推測され、事業系ごみの削減が進んでいるとは言えません。

<sup>1</sup> **法第2条第1項** 「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。  
**法第2条第2項** 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

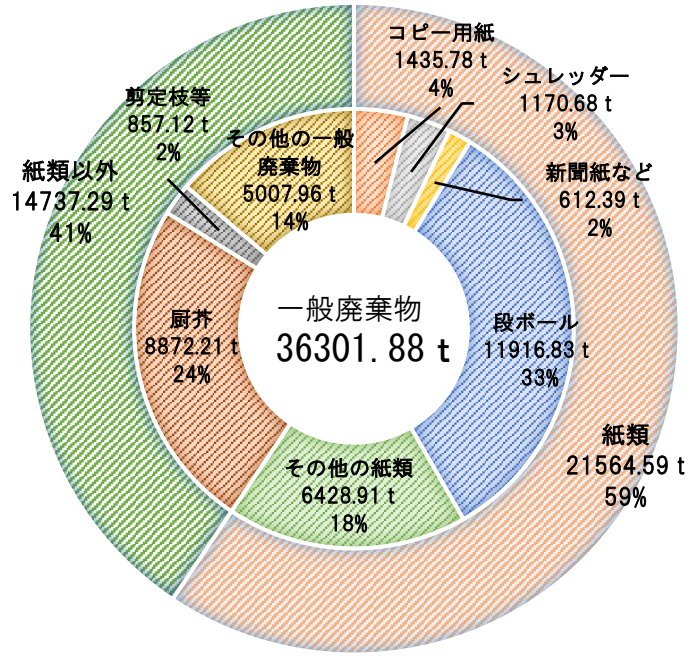
## (2) 世田谷区の事業系廃棄物の組成

下記の円グラフは、(1)のグラフと同様、再利用計画書を集計したものです。令和4年度の1,000㎡以上の廃棄物発生量の品目別割合を算出しています。産業廃棄物よりも一般廃棄物の方が多く、一般廃棄物の内訳は半分以上が紙類であることが分かります。

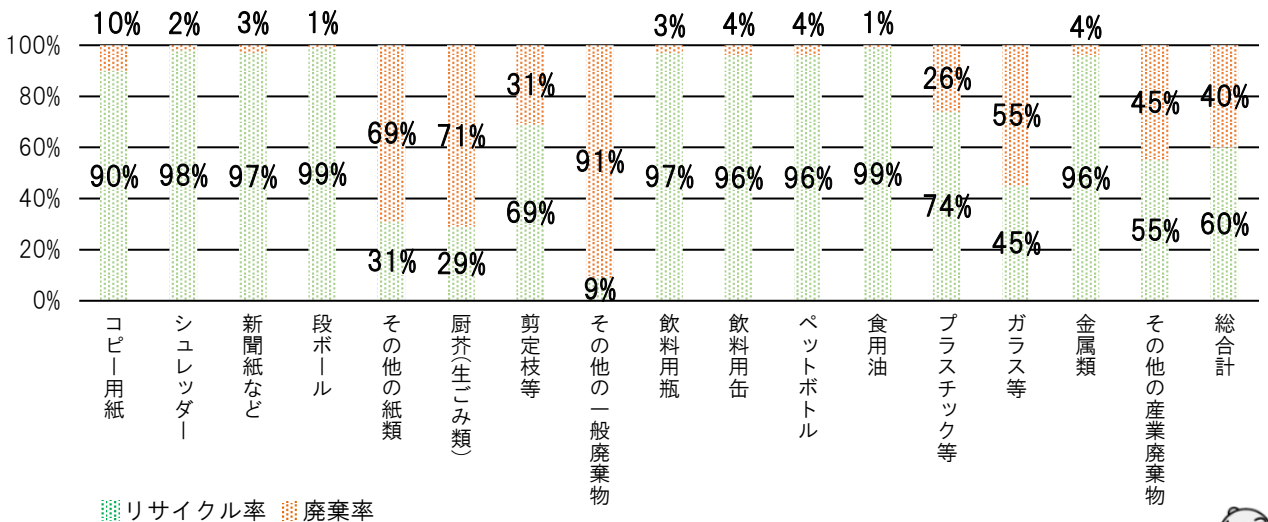
令和4年度(1,000㎡以上)  
廃棄物発生量と品目別割合



令和4年度(1,000㎡以上)  
一般廃棄物の発生量と品目別割合



※図表の中の割合や数値は、統計上の端数処理をしているため、その合計が一致しない、もしくは100%にならないことがあります。

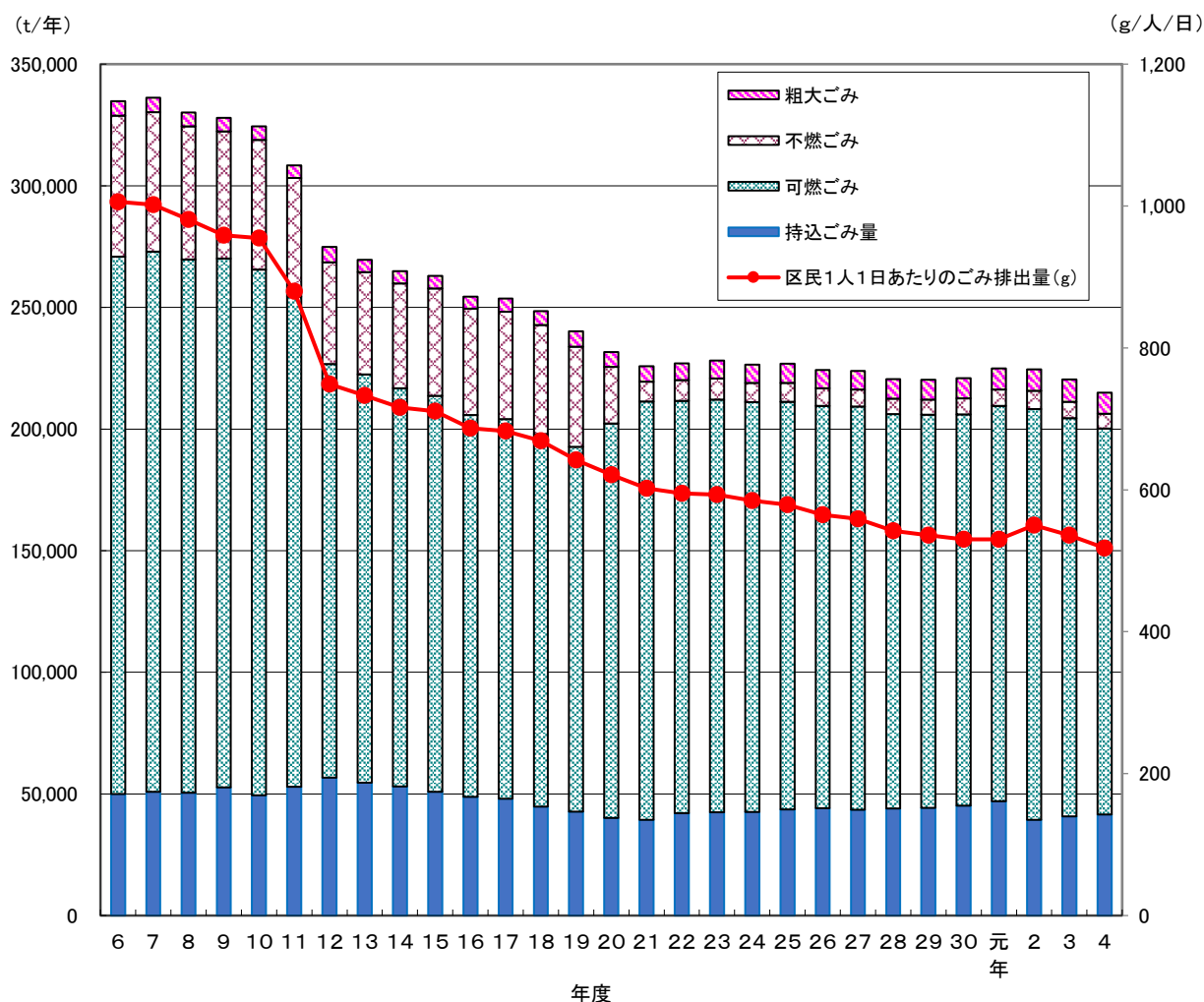


上の棒グラフは、令和4年度(1,000㎡以上)のリサイクル量と、廃棄量の割合を品目別に算出したものです。その他の項目を除くと、「厨芥」のリサイクル率が特に低いことが分かります。厨芥は他のごみと分別し、再生利用処理施設へ搬入することにより、飼料やバイオマス発電の原料としてリサイクルすることが可能です。また、プラスチック等は74%がリサイクルされていますが、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことにより、今後は、排出量が一層抑制されるとともに、リサイクル率がさらに高まることが期待されます。





### (3) 一般廃棄物のごみ収集量の推移



上図は区内で排出された一般廃棄物が清掃工場等に搬入されたごみ量の推移で、棒グラフは区が収集したごみ量（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）と持込ごみ（事業系ごみ）量で構成されています。（可燃ごみ・不燃ごみには、家庭ごみの他に一部小規模事業系ごみが含まれます。）また、折れ線グラフは**区民1人1日あたりのごみ排出量<sup>2</sup>**を示しています。

まず、棒グラフを見ると、令和元年度から令和3年度までは、新型コロナウイルス感染症により在宅勤務や巣ごもり等が増えた影響で、区で収集したごみ量は増加していますが、平成30年度までは順調に減少しており、令和4年度に至っては、平成6年度以降最も少ないごみ量となっています。一方、事業系ごみは、令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により飲食店の営業自粛や営業時間短縮等が増えた影響でごみ量は減少しています。しかし、令和元年度までの推移を見ると、清掃事業が東京都から区へ移管された平成12年から平成21年度までは減少していますが、平成21年度から令和元年度までは再び増加しており、**家庭ごみが減少していた状況を踏まえると、ごみ量全体としては、特に事業系ごみの減量が重要な課題であることがわかります。**

また、世田谷区一般廃棄物処理基本計画では、令和6年度の区民1人1日あたりのごみ排出量の目標値を482（g/人/日）に設定していますが、この数値には小規模事業所といった区の収集を利用している一部の事業系ごみも含まれており、平成21年度からの事業系ごみの増加が目標達成を妨げる原因のひとつになってしまっています。

<sup>2</sup> 算出方法：各年度の可燃ごみ・不燃ごみ収集量を各年度の人口・年間日数で除して算出。

## 4 事業者に求められる役割

法や条例により、事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系廃棄物）は、事業者の責任で適正に処理すること（自己処理責任<sup>3</sup>）が義務づけられています。

事業系廃棄物の適正処理には、以下の3つの原則があります。

### （1）ごみにしない

事業系廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を積極的に行い、ごみの減量に努めて下さい。ただし、再生利用は環境負荷を伴い、ごみとして処理する以上の費用がかかることもあるため、3Rのうち優先順位の高い「発生抑制」と「再使用」の2Rの取組みが特に重要です。

2Rに取り組むメリットってなんですか？

以下のように、様々なメリットがあります。

**環境保全に寄与**  
地域や地球規模の環境保全に寄与します。天然資源の消費の抑制や焼却によるCO<sub>2</sub>の削減を含む環境負荷の低減のため、区は循環型社会<sup>4</sup>を目指すことを基本理念としています。

**コスト削減&従業員の意識醸成**  
事業系廃棄物の処理は無料ではありません。2Rの取組みは、廃棄物処理のコスト削減につながります。また、2Rや3Rの取組みを通じて、ごみやリサイクルに対する従業員の意識が高まります。

**企業イメージの向上**  
環境問題への関心が高まり、ISO14001<sup>5</sup>等の認証を取得する企業や、SDGs<sup>6</sup>に基づく事業活動を行う企業が増えています。

P19 参照

### （2）適正な分別

事業系廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に、さらにはリサイクルの推進のために、品目別に適正に分別して下さい。

### （3）責任を持って

事業系廃棄物は適正に分別した後、自ら処理できない場合は、責任を持って許可業者に処理を委託して下さい。事業者の皆さんの責任は、廃棄物を発生させた時点から最終処分されるまで続きます。

また、「拡大生産者責任<sup>7</sup>」の考え方にに基づき、生産・流通など各部門の事業活動の中で、廃棄の段階までを想定して事業を行って下さい。

<sup>3</sup> 法第3条第1項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

条例第9条第2項 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

<sup>4</sup> 循環型社会形成推進基本法第2条第1項 「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（略）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

<sup>5</sup> 企業や団体などの組織が行動する際に、環境に対する負荷を軽減する活動を継続して実施するための仕組みを規定した規格。

<sup>6</sup> SDGs（Sustainable Development Goals）2015年に国連で開かれたサミットで採択された「持続可能な開発目標」。2030年までに国際社会が共通で取り組む17の目標と169のターゲットからなる。

<sup>7</sup> EPR（Extended Producer Responsibility）。例えば、生産者は生産行為だけに責任を負うのではなく、それが廃棄物となった段階にまで責任を負うべきであるとする考え方。



## 排出事業者責任<sup>8</sup>の徹底について（環境省通知）

廃棄された冷凍カツの不正転売事件等を契機として、平成 29 年（2017 年）3 月環境省から以下の通知が出されました。

環廃対発第 1703212 号  
環廃産発第 1703211 号  
平成 29 年 3 月 21 日

各都道府県・政令市廃棄物処理担当部（局）長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長  
産業廃棄物課長

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

事業活動に伴って排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 3 条第 1 項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とする排出事業者責任が規定されており、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化、産業廃棄物管理票の全面義務化等により強化されてきたところである。

しかし、平成 28 年 1 月、建設廃棄物について、下請け業者に処理の委託を無責任に繰り返し、最終的に処理能力の低い無許可解体業者によって不法投棄がなされた不適正処理事案が判明するとともに、同月、食品製造業者及び食品販売事業者が廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところであり、不適正処理事案は後を絶たない。特に、食品廃棄物の不適正転売事案は食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大な事件である。（後略）

### 【通知の主旨】

- 1 そもそも廃棄物の処理には、不適正な処理（不法投棄等）をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造的特性がある。
- 2 廃棄物処理法第 3 条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする**排出事業者責任**を定めている。
- 3 **排出事業者の有する責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。**
- 4 **排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、処理業者との委託契約に際して、委託する廃棄物の種類・数量、料金、契約の有効期間等の根幹的内容は、排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。**
- 5 これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、斡旋等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、**委託基準**や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。

<sup>8</sup> **法第 3 条第 2 項** 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

**法第 3 条第 3 項** 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

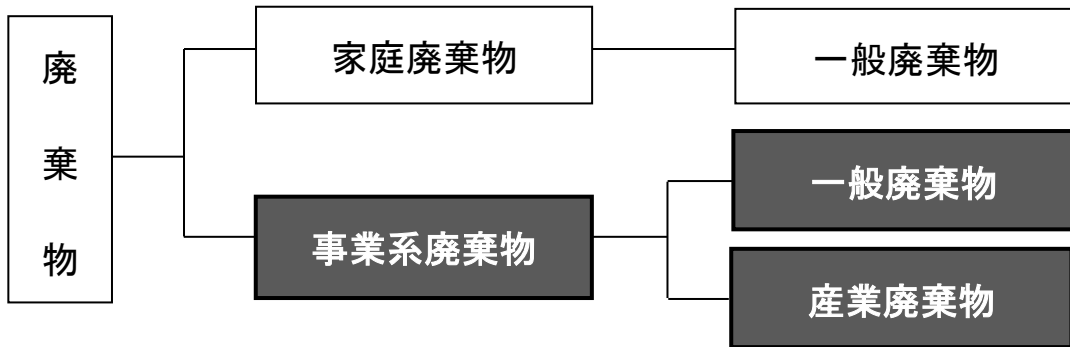
# 5 事業系廃棄物の区分

家庭から生じる廃棄物はすべて「一般廃棄物」ですが、事業活動に伴って生じる廃棄物は、「一般廃棄物（一廃）」と「産業廃棄物（産廃）」に分かれます。

産廃は、法令により 20 種類が指定され、一廃は、産廃以外のものをいいます。



P8 参照



※そのほかに、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物の区分があります。



P46 参照

1階が事業所で2階が住居のように、事業所と住居が同じ建物の場合、廃棄物の処理はどうすればいいですか？

事業系廃棄物と家庭廃棄物に分けて出す必要があります。

**ごみも資源も全て有料**

許可業者に処理を委託するか、区の収集を利用するなどして適切に処理して下さい。

区の収集を利用する場合は、種類ごとに中身の見える袋に入れ、容量に見合ったシールを貼って集積所に出して下さい。 **P13参照**

**無料（制限量あり<sup>9</sup>）**

地域の集積所に出して下さい。

事業所から出る缶やガラスびんを集積所の資源用コンテナに入れることはできません。

<sup>9</sup> 一度に大量に出す場合（おおむね 45 リットルの袋で 4 袋以上）や、臨時に出す場合は有料になる。詳しくは、管轄の清掃事務所へ（事前にご相談下さい）。

「管轄の清掃事務所」  
は裏表紙参照



## 産業廃棄物一覧表

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーパイドかす、ペンナイト汚泥、洗車場汚泥など
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）など、固形状液状の全ての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（板ガラス等）、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	⑩ 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、鑄物廃砂、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	⑪ がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され又は染み込んだもの
	⑭ 木くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル（PCB）が染み込んだもの ④物品賃貸業に係るもの（リース後の木製家具・器具類） ⑤貨物の流通のために使用した木製パレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）
	⑮ 繊維くず（天然繊維くずのみ）	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル（PCB）が染み込んだもの
	⑯ 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚・獣のあらなど
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
	⑳ 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの。	

①～⑫はどの業種から出ても産廃ですが、⑬～⑲は具体例に記載された指定業種の場合だけ産廃になります。指定業種以外から出る場合は一廃です。

プラスチックや金属・ガラスでできた製品は、どの事業所から出ても**産廃**です。



学校の事務室から出る「紙くず」は、①～③のどれにも該当しないので**一廃**です。



飲食店は「サービス業」なので、飲食店から出る「生ごみ（動植物性残さ）」は**一廃**です。



### 『事業所から出るプラスチックは産廃です！』

「プラスチック」は家庭から出れば一廃なので清掃工場で焼却できますが、事業所から出る場合は産廃ですので清掃工場には持ち込めません。業者に処理を委託している場合は生ごみなどの可燃ごみに混ぜないで下さい。（誤って清掃工場に産廃を持ち込んだ許可業者は持ち帰りを命じられます。）



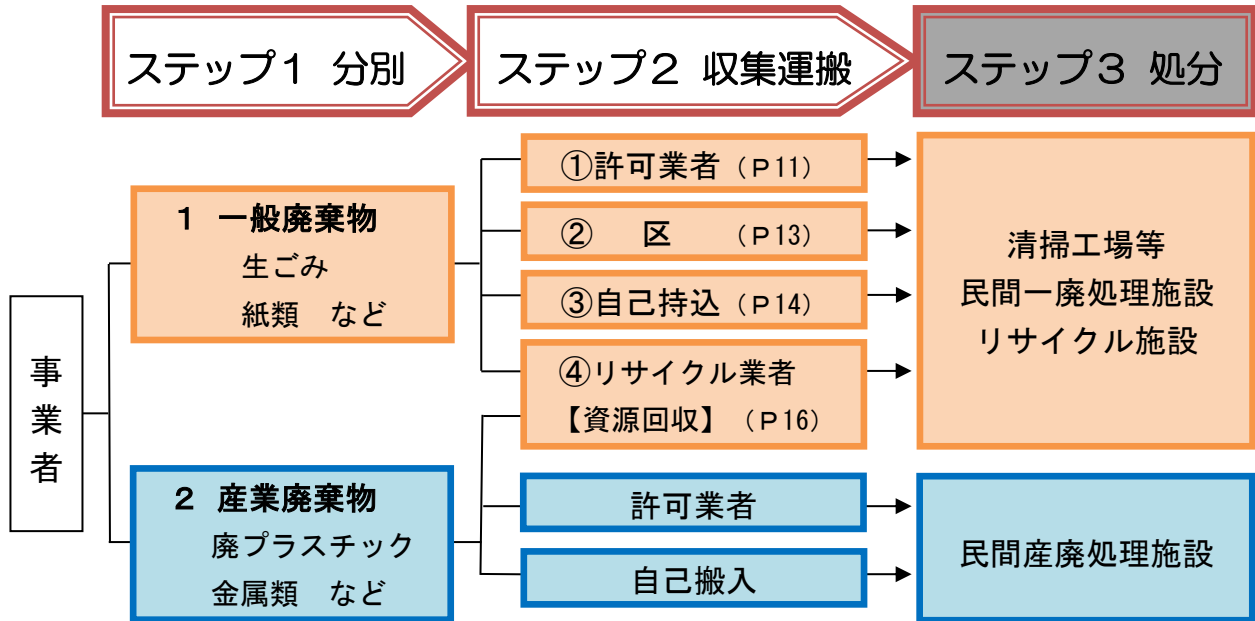
### 『ストップ・ザ・水銀！！』

水銀を含むごみが、清掃工場に搬入されてしまうと、環境汚染防止のため焼却炉を停止しなければなりません。処理については、産廃の許可業者にご相談下さい。

# 6 事業系廃棄物の適正な処理

事業系廃棄物は、次のような流れで処理されます。

事業者の皆さんには、それぞれのステップに応じた適切な対応をお願いします。



※ステップ3については大半がP14の清掃工場等への自己持込のため、ステップ1, 2を中心に説明しています。

## ●一般廃棄物の処理料金

$$= \text{収集運搬費用} + \text{処分費用}$$



事業所  
(分別・排出)

- ①業者委託
- ②区収集
- ③自己搬入



清掃工場  
(中間処理=焼却)



埋立処分場  
(最終処分)

※清掃工場へ搬入する際の処分手数料は一律、1キログラム当たり17.5円

事業者の皆さんには、法による「自己処理責任」の原則から、処理料金(収集運搬費用+処分費用)を負担していただいています。区が収集する場合、**処理原価<sup>10</sup>**を基準に条例で金額を定めており、現在は1キログラム当たり46円です。また、一般廃棄物の処理を許可業者に委託する場合、許可業者はこの金額を超える金額を受け取れないことになっています。**なお、産業廃棄物には処理料金の上限規定はありません。**

令和6年4月1日時点

① 許可業者へ委託する場合	1キログラム当たり	46円(上限額 <sup>11</sup> )以内
② 区の収集へ出す場合 (事業系有料ごみ処理券)	小・10リットル(10枚1組)	870円
	中・20リットル(10枚1組)	1,740円
	大・45リットル(10枚1組)	3,910円
	特大・70リットル(5枚1組)	3,045円
③ 清掃工場等へ自己搬入する場合	1キログラム当たり	17.5円

<sup>10</sup> 世田谷区が収集する事業系一般廃棄物は家庭ごみと一緒に処理されるが、この処理にはごみ1キログラム当たり約61円かかっている。「ごみ・資源の処理原価(令和4年度)」(区ホームページ)より。

<sup>11</sup> 一般廃棄物処理業者が一廃の収集運搬や処分を行う場合の処理料金の上限額(一部例外あり)。条例で定める**廃棄物処理手数料**の額に相当する金額(=事業系有料ごみ処理券の基準額)を超えて処理料金を受けることは法第7条第12項で禁止されている。

## ステップ1 分別

事業系一般廃棄物进行处理するには、まずリユース（再使用）できるものがないか考えてみて下さい。

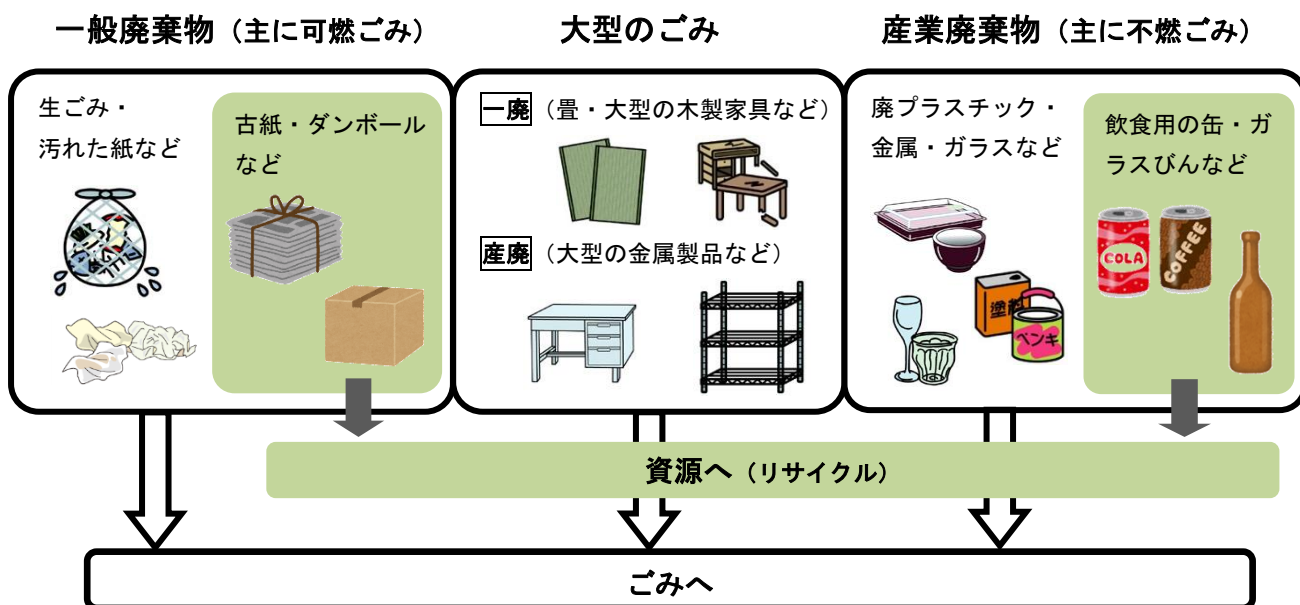
次に、リサイクル（再生利用）することができるか調べてみて下さい。

やむを得ず廃棄する場合は、一廃、産廃にきちんと分別し、適正に処理して下さい。

分別についての詳細は、分別一覧表へ。



P49 参照



資源のリサイクルを推進するには、**再生品**を利用することも大切ですね？

そのとおりです。  
再生資源から作られる再生品の利用は、循環型社会の形成にとって大変重要です。OA用紙、事務用品、トイレトペーパーなどは、意識的に再生品を使いましょう。  
再生品を購入する際の目安になるマーク（**環境ラベル**）には、例えば以下のようなものがあります。



① **エコマーク**

環境への負荷が少ない製品に表示されています。



② **グリーンマーク**

古紙を再生利用した製品に表示されています。



③ **再生紙使用マーク（Rマーク）**

再生紙を使用した製品に表示されています。数字は古紙配合率を表しています。



## ステップ2 収集運搬

### 1 一般廃棄物

清掃工場等の処理施設への収集運搬には、①許可業者に委託する、②区の収集に出す、③自分で運ぶ、④リサイクル業者に委託する（資源のみ）、の4つの方法があります。

#### ① 許可業者に委託

一般廃棄物の収集運搬を他人に依頼する場合には、世田谷区の許可を受けた一般廃棄物処理業者へ委託して下さい。その際には、処理する一般廃棄物の種類（※）の許可を受けた業者と処理委託契約を交わします。

P8 参照



（※）23区で許可業者が取り扱う一般廃棄物の種類（業種によっては産廃扱いとなる。）

種類	内容
普通ごみ	厨芥（生ごみ）、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くずなど
道路・公園ごみ	道路、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物
しさ・ふさ	水再生センター等から発生するしさ及びふさ
汚でい	浄化槽や建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でいなど
動物死体 <sup>12</sup>	動物の死体及びふん尿
医療廃棄物	感染性一般廃棄物及びこれに準ずるもの
廃家電	特定家庭用機器廃棄物 <sup>13</sup>



区の許可を受けていない業者に委託してしまった場合や、許可の有効期限が過ぎてしまった業者に委託してしまった場合はどうなるの？

無許可業者への委託となり、5年以下の懲役か1千万円（法人は3億円）以下の罰金、又はその両方が科せられる場合があります。排出者の責任は重いのです。



#### 『クリーンタウン世田谷（夜間収集）』について

商店街の可燃ごみ、不燃ごみ（蛍光灯、電球、電池、トナー、家電、消火器、30cmを超えるものの回収は、事前申込制。別途料金がかかります。）、資源ごみ（瓶、缶、ペットボトル）を夜間（日曜日から金曜日）に収集しています。

収集料金は、区の収集を利用するより安価です。お申込み・お問い合わせは、世田谷トラック運送事業協同組合（TEL:03-5716-9028 FAX:03-5716-9029）へ。



<sup>12</sup> ペットショップなどから出る動物死体は「事業系一廃」、研究機関等から出る動物死体は「医療廃棄物」、畜産農業から出る動物死体は「産廃」になる。学校や事業所等の敷地内で所有者不明の動物死体（飼育動物は除く）を見つけた場合は、清掃事務所へ（無料）。

<sup>13</sup> 家庭や事業所から出される家庭用の電化製品のうち、リサイクルが義務付けられているエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のこと。



世田谷区内に本社がある一般廃棄物収集運搬業者一覧（2024年3月現在）

地域	許可番号	名称	所在地	電話番号	FAX番号	許可の区分 ※				
						普通	道公	汚	動物	家電
世田谷	487	植竹運送有限公司	桜 1-18-5	03-3429-1514	03-3439-1334		●		●	
	1366	株式会社川端造園	桜丘 5-8-7	03-3429-4047	03-3429-4086		●			
	1254	株式会社小林石庭造園	下馬 6-22-10	03-3414-0272	03-3421-2741		●			
	354	日本環境衛生工業株式会社	世田谷 4-21-5	03-3429-4777	03-3428-9269		●	●		
北沢	352	環境保全株式会社	赤堤 1-9-12	03-6265-8566	03-3428-9267		●	●		
	1215	株式会社蛭田植物園	北沢 5-1-4	03-3469-3569	03-3469-3854		●			
	1189	緑進造園株式会社	羽根木 1-18-3	03-3322-5090	03-3325-8590		●			
玉川	1395	株式会社悦興運	尾山台 3-28-20	03-5758-6200	03-5758-6700		●			
	721	玉成運送株式会社	上野毛 4-8-6	03-3700-2651	03-3700-9562		●			
	1445	宮杉エンジニアリング株式会社	上用賀 2-3-1-307	03-6303-5903	03-6303-5903	●				
	1381	用賀運送株式会社	上用賀 5-7-2	03-3709-5401	03-3700-0092	●				
	29	株式会社平和会	桜新町 1-16-8	03-5799-3338	03-5799-3339				●	
	1204	株式会社吉村造園	瀬田 5-4-3	03-3700-1250	03-3707-6309		●			
	1421	新日本ロードメンテナンス株式会社	玉川台 2-1-15	03-3709-7405	03-3707-9348		●			
	350	東京清掃株式会社	玉堤 1-27-21	03-3703-2411	03-3703-2413		●	●		
	1018	株式会社江栄	野毛 2-3-8	03-3705-9312	03-3705-5850	●				
砧	1195	株式会社小川植木	大蔵 5-3-2	03-3417-0029	03-3416-5340		●			
	463	有限会社浅見商事	鎌田 2-14-11	090-3139-0736	03-3700-1869	●				
	174	タカサキ興業有限公司	鎌田 2-15-22	03-3700-6123	03-3700-8151	●				
	1320	有限会社松本商店	喜多見 5-14-18	03-3415-1052	03-3415-1086	●				
	349	株式会社東京設備	喜多見 8-2-4	03-5429-6700	03-3428-4616			●		
	353	日本衛生興業株式会社	砧 5-1-1	03-3417-3421	03-3417-3420			●		
	446	有限会社津川商店	成城 9-5-17-402	03-5490-1904	03-5490-1904	●				
	1227	ちとせ緑地株式会社	祖師谷 1-11-16	03-3482-1128	03-3482-1178		●			
	1434	株式会社世田谷リ・グリーン	千歳台 3-15-16	03-3483-0028	03-3483-0064	★	●			
	1333	株式会社エコ・エイト	千歳台 3-16-15	03-3483-8081	03-3482-8301	●	●			
	1406	有限会社玉山	千歳台 4-26-2	03-6411-9897	03-6411-9897	●				
烏山	1190	株式会社岡野造園	粕谷 2-5-8	03-3303-3703	03-3304-0702		●			
	918	株式会社井上	八幡山 2-11-6	03-3304-8583	03-3304-8589	●	●			●
	355	有限会社丸一衛生興業	南烏山 5-4-10	03-3308-2091	03-3308-2092			●		

（世田谷区の一般廃棄物収集運搬許可業者：271 者）

★ 株式会社世田谷リ・グリーン（許可番号 1434）は、普通ごみのうち「再生利用を目的とした剪定枝」のみを取り扱っています。

※ 事業形態、運搬経路等の都合により、契約が成立しない場合もありますのでご了承下さい。

※ 許可の区分

「普通」・・・普通ごみ、「道公」・・・道路・公園ごみ、「汚」・・・汚でい、「動物」・・・動物死体、「家電」・・・廃家電

## ② 区の収集を利用（事業系有料ごみ処理券を貼り、集積所に出す）

令和6年4月1日時点

資源・ごみを含め排出日量が10キログラム未満（45ℓ袋で概ね1日1袋程度）の事業者は、**家庭廃棄物の収集に影響がない範囲<sup>14</sup>**において、区で収集を行うことができます。区の収集を利用する事業者は、負担の適正化の観点から、必ず所定の**処理料金の事業系有料ごみ処理券（シール）**を貼って出して下さい。その際、他の集積所利用者の了解を得て下さい。未貼付、金額不足や未分別の場合は収集できません。また、粗大ごみ相当の大きさのものは、区では収集できないため、許可業者に委託して下さい。

券種	枚数	価格（税込）
小・10ℓ	1セット10枚	870円
中・20ℓ		1,740円
大・45ℓ		3,910円
特大・70ℓ	1セット5枚	3,045円

シールは区内のコンビニエンスストア、清掃事務所などで販売しています。

## 資源・ごみは、ルールを守って朝8時までにお出してください

### 1 事業系と家庭の資源・ごみを分けてお出ください



お店とお住まいが一緒の場合は、お店から出た資源・ごみと家庭から出た資源・ごみを分けて、**お店から出た資源・ごみにはシールを貼って**お出ください

### 2 シールには必ず事業者名を記入してください



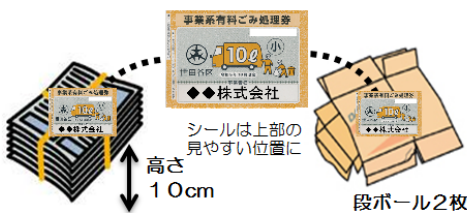
シールにはお店や会社の名前、屋号などを油性ペンなどで記入してください

### 3 シールは次のように貼ってお出ください

資源

#### 古紙

「新聞（4つ折）・折込チラシ」「雑誌」  
→ **高さ10cmにつき10%のシール1枚**  
「段ボール」→ **2枚につき10%のシール1枚**



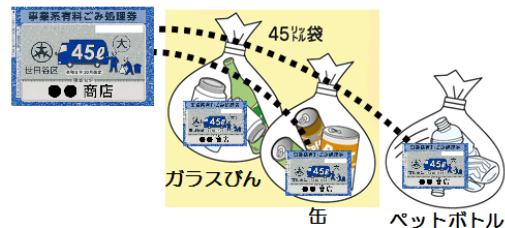
シールは上部の見やすい位置に

高さ10cm

段ボール2枚

#### ガラスびん・缶・ペットボトル

**種類ごとに中身の見える袋に入れて、袋の容量に見合ったシールを貼ってください**



ガラスびん

缶

ペットボトル

ごみ

#### 袋で出す場合

袋の口を縛り、**袋の容量に見合ったシール**を上部の見やすい場所に貼ってください



#### 容器(90ℓ以下)で出す場合

**容器内のごみの量に見合ったシール**を容器の中のごみの一番上に貼ってください



※ 90ℓ超の容器では収集できません  
※ 容器を清潔に保つようご協力ください

※上図の段ボールは、たたんだ状態で概ね100cm×80cm以内の段ボールです。

<sup>14</sup> 条例第46条 区長は、規則で定める量【1日平均又は臨時に10キログラム以上（規則第34条）】の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。



### 『あわせ産廃とは？』

法第 11 条第 1 項は、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」と規定していますが、第 2 項で、「区市町村が一廃とあわせて処理することができる産廃」と「区市町村が処理することができる必要であると認める産廃」の 2 つについては、区市町村が処理することができることとしています。23 区では、中小企業対策も考慮して、以下の 5 品目の産廃に限り、一廃とあわせて収集しています。  
 ①紙くず、②木くず、③ガラスくず及び陶磁器くず、④金属くず（廃油等の付着している物を除く。）、  
 ⑤廃プラスチック（原則としてプラスチックの製造、加工業から排出されるものを除く。）  
 ただし、あわせ産廃を出すことができるのは、区の収集を利用できる事業者に限ります。その場合、  
 ③、④は「不燃ごみ」の日に、①、②、⑤は「可燃ごみ」の日に収集します。  
 なお、清掃工場等に直接持ち込む場合は、この 5 品目は産廃となり、「あわせ産廃」にはなりません。



### 『ふれあい指導の取組み』

清掃事務所では、ふれあい指導担当職員が、区民や事業者の皆さんとの対話を基本に、ごみの減量や出し方のマナー向上のため、日々取り組んでいます。



ふれあい指導の様子

## ③ 自己持込みにより清掃工場等へ搬入

自己持込みには、「**継続持込み<sup>15</sup>**」と「**臨時持込み**」の 2 つのパターンがあります。手続きは、以下のとおりです。

### 1. 清掃工場等に持ち込めるごみか確認する

一般廃棄物のみ持ち込むことができます。**産業廃棄物は持ち込めません。**



#### 持ち込めない物【例】

ふん尿、動物の死体、特別管理一般廃棄物、有害性の物、爆発性のある物（スプレー缶など）、液状の物、粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物、産業廃棄物（廃プラスチック、金属、ガラスなど）、既定の寸法（※）を超える物、清掃工場にあっては焼却に適さない物（冷凍物、水分を多量に含む物など）

（※）

	清掃工場（工場により異なる場合あり）	中防処理施設
柱・棒状	長さ 50cm 以下、直径又は幅 10cm 以下	長さ 180cm 以下、直径又は幅 30cm 以下
板状	一辺の長さ 50cm 以下	縦 180cm 以下、横 90cm 以下
箱形	対角線の長さ 50cm 以下	縦 180cm 以下、横 90cm 以下、奥行 50cm 以下

継続持込みの場合

臨時持込みの場合

<sup>15</sup> 23 区内で発生した事業系一般廃棄物を、排出事業者又は許可業者が、定期的・継続的に（概ね 1 週間に 1 回以上）清掃工場等に持ち込むことをいう。継続持込みに該当しない場合は、臨時持込みとなる。

継続持込みの場合

臨時持込みの場合

2. 持ち込み開始2か月前までに、清掃一組（東京区政会館13階）に必要書類を提出する

（詳細は、管理課搬入承認・手数料係へ  
TEL:03-6238-0830 FAX:03-6238-0740）

2. 排出場所の所在地を管轄する清掃事務所で搬入物の確認を受け、申請手続きを行う

（受付は、廃棄物を搬入する当日のみ）

3. 清掃工場等へ搬入する

持込みには様々な条件があります。詳細は、各清掃事務所へお問い合わせ下さい。

【例】乗用車での搬入は原則不可。車両総重量が20トンを超える車両は不可。原則、自動排出機能を有している車両であること。自動排出機能がない車両を使用する場合は2人以上で持ち込むこと。原則、車両ナンバーが東京都及びその隣接した地域の運輸支局等で登録されたものであること。

可燃ごみ※1		
施設名	世田谷清掃工場	千歳清掃工場
電話番号	03-3416-5355	03-3302-2590
FAX 番号	03-3416-5387	03-3302-2591
所在地	世田谷区大蔵 1-1-1	世田谷区八幡山 2-7-1
受付時間		継続持込み
	自動排出機能あり	5:00～8:00、8:20～15:45
	自動排出機能なし	8:20～12:00、13:00～15:45
		臨時持込み※2
		8:20～12:00
		13:00～15:45


- ※1 区内にある清掃工場は2箇所ですが、他の清掃工場を指定されることもあります。
- ※2 臨時持込みの際は清掃事務所での搬入物の確認等に要する時間や工場までの距離により、受付時間が異なる場合があります。詳細は、管轄の清掃事務所へ。

	弁当がら等 <sup>16</sup>	大型のごみ
施設名	中防不燃ごみ処理センター	粗大ごみ破碎処理施設
電話番号	03-3599-5324（清掃一組中防処理施設管理事務所）	
FAX 番号	03-3599-5360（清掃一組中防処理施設管理事務所）	
所在地	江東区海の森 2-4-79	
受付時間	8:00～16:00	

<sup>16</sup> 廃プラスチックのうち、弁当がら等については、例外的に中防不燃ごみ処理センターで受け入れ、破碎後に焼却処分を行っている。  
 注意点① 従業者や客などが出した弁当容器のほか、その他の食品包装のプラスチック容器、トレイなどの発泡スチロールやラップフィルム、ふたや寿司仕切りなどの付属物を含む。（食材以外の物を包装するものは産廃。）  
 注意点② ペットボトルなどリサイクルルートが整備されているものは、再資源化ルートによる処理を優先させ、「弁当がら等」には含めない。  
 注意点③ 容器に付着している飲食物は取り除いてから持ち込むこと。また、密閉型の自動排出機能のある車両で持ち込むこと。

#### ④ リサイクル業者に委託【資源のみ（ガラスびん、缶を含む）】

古紙、ガラスびん、缶などリサイクルできる資源（ペットボトルは除く）はリサイクル業者に委託できます。



**『古紙、くず鉄（あき缶含む）、あきびん類、古繊維の回収』**

①古紙、②くず鉄（あき缶含む）、③あきびん類、④古繊維の4種類は、「専ら物（もっぱらぶつ）」と呼ばれ、これらを収集運搬するための許可は不要となっています。ただし、再生利用を目的とせず、焼却等をする場合には、許可が必要になります。

世田谷区では、区内事業者の自主的なリサイクル活動を支援し、資源の有効利用を進めるため、世田谷リサイクル協同組合と協定を結び、**事業系リサイクルシステム**を実施しています。

事業系リサイクルシステムには、大きく3つのメリットがあります。

- ①シュレッダー古紙も資源として回収します！
- ②回収費用は区の収集より安価です！
- ③事業所まで直接回収に伺います！



特に、現在区の収集を利用している事業者の皆さんは、**有料で可燃ごみに出しているシュレッダー古紙を、より安価で資源としてリサイクル**できるため、環境にもやさしく、ごみの減量化につながります。

申込については、区のホームページにある参加申込書を下記申込先までFAXして下さい。詳細は、区のホームページ（トップページ内で右上の検索画面にて、番号205259で検索）をご覧ください。

#### <事業系リサイクルシステム概要>

<b>申込先</b>	清掃・リサイクル部事業課	TEL：03-6304-3263（8:30～17:00）	FAX：03-6304-3341				
<b>回収業者</b>	世田谷リサイクル協同組合	TEL：03-5451-3450（9:00～17:00）	FAX：03-5451-3452				
<b>実績</b>	（単位：トン）						
	シュレッダー古紙	新聞	オフィス古紙・雑誌類	段ボール	ガラスびん	缶	参加事業者数
令和2年度	164	25	461	208	16	5	895
令和3年度	171	25	484	228	14	5	913
令和4年度	161	24	433	229	15	4	937

#### ■よくあるQ&A■

Q. 回収曜日は指定できますか。

A. 回収曜日は以下のとおり地域ごとに決まっており、別の曜日に回収することはできません。

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回収曜日	水曜日	火曜日	木曜日	月曜日	金曜日

※どの地域に該当するのか不明な場合は、区のホームページのトップページで検索可能です。

Q. 回収時間は指定できますか。

A. 回収時間のお約束やご要望はお受けできかねますのでご了承ください。

Q. 回収頻度は決まっていますか。

A. 週1回、月2回、月1回など、希望に応じて回収頻度は選ぶことが可能です。

Q. 1回限りの利用も可能ですか。

A. 1回限りのご利用はお断りしています。その場合は、区内の古紙問屋等を紹介しています。

Q. 回収品目は1品目から利用可能ですか。

A. 1品目から利用可能です。ただし、空きびん・空き缶のみの利用はできません。

Q. 料金は区の収集と比べてどのくらい安いのですか。

A. 主な品目を単純に単価で比較すると以下ようになります

(例)

令和6年4月1日時点

	シュレッダー古紙 (90リットルあたり)	オフィス古紙 (20kgあたり)	段ボール (10枚1束あたり)
区収集	782円	920円	435円
<b>システム</b>	<b>363円</b>	<b>517円</b>	<b>253円</b>
<b>差額</b>	<b>-419円</b>	<b>-403円</b>	<b>-182円</b>

#### <注意事項>

- ・回収の際には、立ち会いをお願いいたします。
- ・お申込みから回収開始まで2~3週間程度かかります。余裕を持ってお申し込み下さい。

## 2 産業廃棄物

処理施設への収集運搬には、①許可業者に委託する、②自分で運ぶ、の2つの方法があります。詳細については、以下の機関にお問い合わせ下さい。

内 容	担当部署	電話番号	FAX 番号
処理する廃棄物が産廃に該当するか聞きたい	東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当	03-5388-3586	03-5388-1381
産廃の許可業者を紹介してほしい (処理の受託はしません)	一般社団法人 東京都産業資源循環協会	03-5283-5455	03-5283-5592
産廃(紙くず・木くず・繊維くずのみ)を処理施設に持ち込みたい	東京二十三区清掃一部事務組合 管理課 搬入承認・手数料係	03-6238-0730	03-6238-0740
産廃の許可業者を自分で探したい	東京都ホームページ <a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp">https://www.metro.tokyo.lg.jp</a> ⇒「東京都産業廃棄物処理業者検索システム」で検索		

## ◆産業廃棄物の処理委託契約時の注意事項

### (1) 産業廃棄物処理委託契約の原則

産業廃棄物の処理を委託する際には、下記の原則を守って下さい。

- ① 二者間で直接契約すること
- ② 委託契約は、書面で行うこと
- ③ 契約書に必要項目を盛り込むこと（下記参照）
- ④ 許可証等の写しが添付されていること
- ⑤ 契約書を5年間保存すること（契約終了時から）



産廃の委託契約は、「排出量がわずか」でも、「排出頻度が年1回」でも、必ず書面で行う必要があります。

二者間契約は、  
①排出者－収集運搬業者間  
②排出者－処分業者間  
が必要です。

### (2) 委託契約の法定記載事項



上記の委託契約には、次の事項を記載することが法定されています。

#### ① 産業廃棄物の種類、量

種類は原則として、廃棄物処理法で記載されている種類を記載。数量は原則として、計量等の数値（t、kgなど）を記載。ただし、車両台数（2tトラック1台分など）、容器個数等でも可。

#### ② 委託契約の有効期間

委託契約の開始年月日と終了年月日を記載する。有効期限を定めた上で、双方の合意により、契約解除の通知のない場合は、契約が同一条件で更新されたものとする旨の記載も可。

#### ③ 受託者の支払金額

料金の記載は「総額」又は1カ月当たり、トラック1台当たり、運搬1回当たりなど「単位」と「回数」でも可。別途定める場合は、書面により締結し、契約書の一部として5年間保存する。

#### ④ 業許可の事業範囲

事業区分（処分なら中間処理など）と取り扱う産廃の種類（廃プラスチックなど）を記載し、許可証の写しを添付させる。

#### ⑤ 適正処理のための必要な情報提供

産廃の性状・荷姿（固形状や汚泥、段ボール箱詰めなど）、保管状況における性状の変化（揮発ガスの発生等）などを記載。

#### ⑥ ⑤の提供情報の変更があった場合の当該情報の伝達方法

#### ⑦ 業務終了時の報告

「業務終了後、速やかに業務報告書を作成し、報告する」など。マニフェストD、E票でも代用可。

#### ⑧ 契約解除時の未処理産業廃棄物の扱い

途中契約解除時の未処理産廃の取扱い（別の許可業者に委託するなど）を記載。

#### ⑨ 運搬の最終目的所在地（運搬の場合）

#### ⑩ 運搬委託で受託者が積替え又は保管を行う場合の事項

積替え又は保管場所の所在地、保管可能な産廃の種類、積替えのための保管上限などを記載。

#### ⑪ 処分又は再生委託の場合の事項

処分又は再生場所の所在地、処分又は再生の方法、処分又は再生施設の処理能力などを記載。

#### ⑫ 処理後に残渣が発生する場合は、最終処分関連条項の記載

最終処分の場所の所在地、最終処分の方法などを記載。

# 7 排出者としての義務

事業者の皆さんには、法や条例により、規模や排出量などに応じた**排出者**<sup>17</sup>としての様々な義務があります。

## 1 全ての事業者

廃棄物の収集運搬を許可業者へ委託する場合は、**排出者として廃棄物の処理状況を把握し、最後まで適正に処理されたかを確認しなければなりません。**

そのため、個々の事業者と許可業者との間で、収集運搬、処分までの委託契約を交わします。その際のポイントは、以下のとおりです。



### 契約のポイント①

#### 許可証を確認する（委託基準）

排出場所と処分場所の所在地の一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可証を提示してもらい、委託するごみの種類や量、作業内容について、収集運搬業者が適切に業務を行うことができるか確認して下さい。

無許可の業者に廃棄物の処理を委託してしまうと、**廃棄物処理法違反**<sup>18</sup>となり、排出者である事業者の皆さんに重い罰則の適用があります。**P48 参照**



### 契約のポイント②

#### 処理料金は適正ですか？

一般廃棄物収集運搬業者については、世田谷区が条例で定める手数料額（46円/kg）を超えて処理料金を受け取ることは法で禁止されています。（産業廃棄物収集運搬業者については、処理料金に関する上限はありません。）

定額料金で契約する場合は、排出量と委託料金を照らし合わせて下さい。

また、契約後も定期的に、日々の排出量を事業者が自ら確認したうえで、委託料金と照らし合わせて適正であるかを確認して下さい。

なお、処理料金の下限はありませんが、一般廃棄物を清掃工場に搬入する際は、17.5円/kgの料金が必要です。それを下回るような料金設定は収集運搬業者が赤字となるため、通常は考えられません。処理料金があまりにも低い場合は、特に廃棄物の処理が確実になされるか確認して下さい。



P6、P9 参照

### ●SDGs（持続可能な開発目標）”2030年までに達成すべき17の目標”

- ・誰も置き去りにしない。（Leave no one left behind）
- ・それぞれの問題は、相互に関連している。
- ・先進国も、途上国もすべての国や地域の人たちが取り組むための目標。つながりあって、アクションを。

廃棄物を適正に管理・処理し、有効に活用することは目標12「つくる責任・つかう責任」をはじめ、1、2、7、13、14、15・・・などの目標にも関連します。

事業者にとっては、投資を呼び込むためにも、SDGsへの積極的な取り組みが、



P5 参照

重要性を増してきています。



<sup>17</sup> 法には「排出者」の定義はないが、法の中で「事業者」と規定されているものが「排出者」に該当する。

<sup>18</sup> **法第25条第1項** 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 第六条の二第六項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者



## 2 マニフェストの提出が必要な事業者

一般廃棄物を清掃工場等へ搬入する場合、以下の（１）又は（２）の要件に該当する事業者には、条例により**マニフェスト（一般廃棄物管理票）**<sup>19</sup>の提出が義務づけられています。

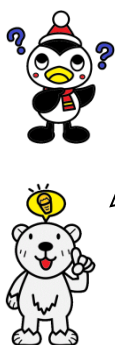
- （１）一般廃棄物を1日平均100kg以上（月平均3ト）以上排出する
- （２）一般廃棄物を臨時に排出する

マニフェストは、**排出者**が作成しなければなりません。

（１）のマニフェスト適用対象の事業者は、管轄の清掃事務所へ「マニフェスト適用対象事業者届」を提出して下さい。様式は区のホームページからダウンロードできます。詳しくは世田谷区ホームページ内ページ番号5059で検索してください。

（２）の臨時排出の場合は、事前の届出は不要です。

なお、産業廃棄物は、法により、排出量にかかわらず、必ずマニフェストを提出しなければなりません。



マニフェストってなんですか？

マニフェストとは、廃棄物の種類、量、排出場所等を記載する複数枚綴りの複写式伝票です。排出者である事業者自らが記載します。

マニフェストは、処理が終わるまで廃棄物と一緒に回付されるため、廃棄物の種類や処理の流れが明確になり、**不法投棄**など不適正な処理を防止することができます。処理が終わった後は、終了した通知としてマニフェストが戻って来るので、適正に処理されたことを確認し、5年間保存して下さい。

マニフェストの購入方法は、**P48 参照**



### 一廃（23区）のマニフェスト

特別区 一般廃棄物管理票(A票) (緑の事業者用)

印刷作成 平成 年 月 日 時 発行番号( )

排出者 事業者名 全 体 量 kg

排出物種別	量 (kg)
01 雑 草	
02 雑 草	
03 雑 草	
04 雑 草	
05 雑 草	
06 雑 草	
07 しき、ふき	
08 ( )	
09 ( )	
10 ( )	

排出場所住所 排出場所名称

作成者 住 居 月 日

回収者 事業者名

### 産廃のマニフェスト

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

発行番号 20000000020

事業者名 電話番号

排出者 事業者名 電話番号

排出物種別

排出物種別	量 (kg)
01 雑 草	
02 雑 草	
03 雑 草	
04 雑 草	
05 雑 草	
06 雑 草	
07 しき、ふき	
08 ( )	
09 ( )	
10 ( )	

排出場所住所 排出場所名称

作成者 住 居 月 日

回収者 事業者名 電話番号

### ※産業廃棄物の「電子マニフェスト」について

産業廃棄物のマニフェストには、電子情報を活用する「電子マニフェスト」も使用できます。「電子マニフェスト」は、伝票の保存が不要でペーパーレスが可能、且つ、毎年の東京都への交付状況報告も不要なため、事務作業を削減できます。

詳細は、「公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター)」にお問い合わせください。

**P48 参照**



<sup>19</sup> 条例第47条第1項 規則で定める事業者【事業系一般廃棄物を1日平均100キログラム以上排出する者又は事業系一般廃棄物を臨時に排出する者(規則第35条)】は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

### 3 事業用大規模建築物<sup>20</sup>

(事業用途に供する部分の床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上 (1,000 m<sup>2</sup>未満の特定商業施設含む) の建築物)

廃棄物を減量するとともに、以下の項目について、世田谷区へ届出・提出することが、条例により義務付けられています。

特定商業施設とは、小売業、飲食店業、興行場又は音楽・映像記録物賃貸業の営業を行うための店舗面積（階段、便所等除く）が500 m<sup>2</sup>を超える施設を有する建築物をいいます。



#### (1) 廃棄物管理責任者の選任と届出<sup>21</sup>

事業用大規模建築物の所有者（※）は、その建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量や、適正な処理に関する業務を担当する**廃棄物管理責任者**を選任し、清掃・リサイクル部事業課に届け出て下さい。詳細はP24、25へ。

#### (2) 再利用計画書、ごみ処理・リサイクルフロー図の作成と提出<sup>22</sup>

事業用大規模建築物の所有者（※）は、**年度ごとに、再利用計画書とごみ処理・リサイクルフロー図**を作成し、清掃・リサイクル部事業課宛に提出して下さい。詳細はP26～29へ。

※ 所有者とみなせる者

所有者は、必ずしも民法上の所有権を有する者である必要はありません。

建築物の利用形態や管理形態等により（1）管理組合の代表者、（2）共有者等の代表者、（3）賃借その他の理由により事実上占有し使用している者、（4）建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者、を所有者としてみなすことができます。

#### (3) 資源・ごみの保管場所の設置<sup>23</sup>

事業用大規模建築物の建設者は、資源やごみの保管場所を「事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置・管理基準」に基づいて設置して下さい。設置する際は、必ず**建築確認申請の提出前に**管轄の清掃事務所に事前に**設置届<sup>24</sup>**を提出して下さい。詳しくは、**管轄の清掃事務所にご相談ください。**

<sup>20</sup> 条例第20条第1項 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの【事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物（1,000平方メートル未満の特定商業施設を含む）（規則第6条）】（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

<sup>21</sup> 条例第20条第2項 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところ【廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行い、選任した日から30日以内に届出を行う等（規則第7条）】により、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

<sup>22</sup> 条例第20条第3項 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところ【再利用計画書の提出は、年度ごとに、毎年5月31日までにしなければならない（規則第8条）】により、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

<sup>23</sup> 条例第20条第6項 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準【廃棄物の保管場所と明確に区別すること等（規則第9条）】に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところ【建築確認申請等の前に行うこと（規則第10条）】により、あらかじめ区長に届け出なければならない。

<sup>24</sup> 条例第53条第1項 規則で定める大規模建築物【延べ面積3,000平方メートル以上の建築物及び事業用大規模建築物（規則第41条第1項）】を建設しようとする者は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところ【届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築確認申請前までに行うものとする。（規則第41条第2項）】により、あらかじめ区長に届け出なければならない。

条例第53条第2項 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

条例第53条第3項 区長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期間を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

## ◆ 罰則



条例上の罰則規定があります。

### (改善勧告)

第22条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が第20条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

### (公表)

第23条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

### (収集拒否等)

第24条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第22条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

### (罰金)

第80条 次の各号の一に該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(5) 第53条第3項の規定による命令（保管場所等に関し、事前に設置届出を行い、且つ基準に沿って適正に設置せよとの命令）に違反した者

第82条 第53条第1項の規定による届出（前項、設置届による届出）をしなかった者は、30,000円以下の罰金又は科料に処す。

## ●立入調査

世田谷区では、定期的に事業用大規模建築物への立入調査<sup>25</sup>を実施しています。現場にお伺いし、再利用計画書等に基づいて、排出実態や分別状況などを確認させていただき、それぞれの実態に即した発生抑制・リサイクル率アップ・処理コスト削減のための改善提案を行っています。



何のために立入調査を行うのですか。

事業系ごみの減量を目的としています。まずは下の写真をご覧ください。



これは、東京湾にある23区のごみの最終処分場ですね。



そうです。23区のごみは平成元年頃から増え始め、最終処分場のひっ迫が問題視されるようになりました。そこで、23区で発生するごみのうち、約6割にあたる事業系ごみの減量に焦点をあて、事業者への排出指導として平成3年より始められたのが立入調査です。





そのような経緯があるのですね。立入調査が行われるようになってから、最終処分場のひっ迫問題は怎么样了ですか。

一時ごみ量が増加に転じることもありますが、世田谷区では、平成30年から、それまで法定延床面積3000㎡以上としていた事業用大規模建築物の対象を1000㎡以上に拡大するなど、さらなるごみ減量に向けての取り組みを続けてきました。このような成果もあって、20年前まではあと30年しかもたないといわれていた最終処分場も、現在あと50年はもつといわれています。



立入調査で様々な事業者へごみ減量やリサイクルのためのアドバイスを行ってきた成果ですね。

そうですね。しかし、処分場に限りがあることに変わりはありません。残された最後の処分場を少しでも長く使うためにも、引き続き皆様のご協力が必要です。



ちなみに、現在、立入調査の対象は1000㎡以上の事業用大規模建築物ということですが、これに当てはまれば必ず調査に来るのですか。

はい、事業用大規模建築物であれば全て調査の対象です。ただし、実際に調査する建築物は、直近の調査実施状況や再利用計画書の提出状況、提出された再利用計画書の内容などを考慮し、毎年選定しています。



いつ調査に来るのですか。

特に時期は決まっていません。実施対象となった場合は、事前に区から該当の建築物の廃棄物管理責任者あてに日程等のご案内をお送りします。



なるほど、このような通知が届くのですね。調査に来る場合、当日まで何を用意すればよいですか。



区に提出した当年度の再利用計画書と、廃棄物処理に係る契約書・マニフェスト・帳票類のご用意をお願いします（事前のご案内にも記載しています）。  
ご不明な点があれば担当の清掃事務所までお問合せください。皆様の立入調査への積極的なご協力をお願いします。



**【見本】**

○世清○第○号  
令和○年○月○日

○○○○ビル  
廃棄物管理責任者  
○○ ○○ 様

世田谷区 ○○清掃事務所長  
○○ ○○

事業系廃棄物に関する立入調査について（通知）

日頃より世田谷区の清掃事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、世田谷区では事業用途廃棄物から排出されるごみの減量とリサイクルを喫緊の課題として取り組みを進めております。  
このたびは「世田谷区清掃・リサイクル条例」第4条及び第76条に基づき下記建築物にお伺いし、ごみの減量とリサイクルに関する実施状況を確認させていただくと共に、ごみの減量策についてご説明させていただきたくご通知申し上げます。

記

1. 建築物名称 ○○○○ビル
2. 建築物所在地 世田谷区○○×-×××
3. 立入調査予定日 令和○年○月○日（火）午前10時00分（おおよそ1時間程度）
4. 立入調査内容
  - ①再利用計画書の内容確認
  - ②廃棄物に係る契約書・マニフェスト・帳票等の確認
  - ③廃棄物の発生状況・容器の配置状況等の確認
  - ④廃棄物と再利用可能物の分別状況
  - ⑤廃棄物の保管場所における保管状況の確認
5. 当日用意していただくもの 廃棄物の処理及び再利用の実績を証する伝票、契約書等
6. その他
  - (1) 当日は、当該建築物の廃棄物管理責任者様、若しくは廃棄物管理補助者様の立会いをお願いいたします。
  - (2) 調査日当日のご都合が合わない場合、早めにご連絡を頂きますようお願いいたします。
7. 問い合わせ先 世田谷区 ○○清掃事務所  
排出指導担当 ○○・○○  
電話 03(××××)××××

<sup>25</sup> **条例第4条第1項** 区は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、生活環境を保全し、及び公衆衛生を向上させるため廃棄物の適正な処理を実施しなければならない。

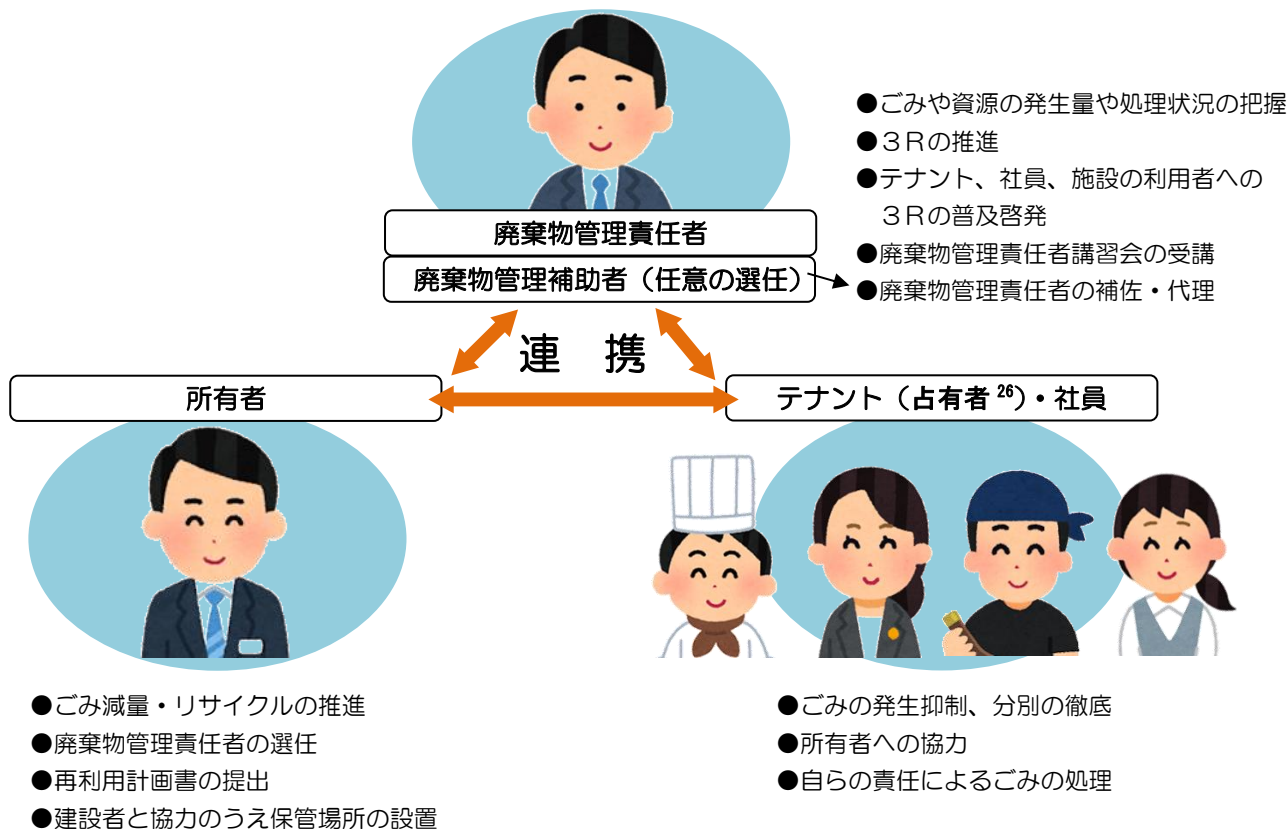
**条例第4条第4項** 区長は、第1項に規定する責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、広報活動その他必要な措置を講じ、区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

**条例第76条第1項** 区長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させることができる

## (1) 廃棄物管理責任者の選任と届出

事業所から出るごみを減量するには、事業活動に関わる皆さんがそれぞれの立場で、役割を担い、協力することが大切です。

廃棄物管理責任者はもちろん、建物の所有者や、テナント、社員、施設の利用者など、皆さんが協力して取り組むことが、より一層のごみの減量につながります。



### 『廃棄物管理責任者講習会』

**廃棄物管理責任者は5年に1回以上、区が主催する講習会を受ける必要があります。**  
 ただし、新任の廃棄物管理責任者は、その選任をされた日から1年以内に受講して下さい。  
 実施日や会場等の詳細は、区から個別にお知らせします。

### 廃棄物管理責任者選任届

- ① 新規に選任する場合、また、変更する場合のいずれについても、届出様式、届出方法は同一です。
- ② 届出書類は1部作成し、オンライン手続きにより、清掃・リサイクル部事業課宛に提出して下さい。詳しくは世田谷区ホームページ内ページ番号 138681 で検索してください。
- ③ 届出時期は選任をした日から30日以内です。  
 ※廃棄物管理責任者を補佐するために、新たに**廃棄物管理補助者**を選任し、届け出ることができます。

<sup>26</sup> 条例第20条第5項 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

第1号様式（第7条関係）

**記入例**

廃棄物管理責任者選任届

令和●年 ● 月 ● 日

世田谷区長 あて

建築物名称 **世田谷○○ビル**

建築物所在地 **世田谷区世田谷4-21-27**

所有者住所 **世田谷区世田谷4-21-27**

所有者氏名 **株式会社●● 代表取締役○○ ○○**

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区清掃・リサイクル条例第20条第2項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を次のとおり選任したので、届け出ます。

選任年月日	令和●年 ● 月 ● 日	押印は不要です
新任者	法人名	<b>株式会社 ●●</b>
	所在地	<b>〒154-0017 世田谷区世田谷4-21-27</b>
	所属名・職名	<b>総務部長</b>
	ふりがな	<b>せたがや たろう</b>
	氏名	<b>世田谷 太郎</b>
	電話番号	<b>03 (●●●●) ▲▲▲▲</b> (内線) ■■■■
メールアドレス	<b>●●●●@▲▲▲▲. ■■■■. jp</b>	
前任者	氏名	個人アドレスではなく、社用アドレスをご記入ください
事由	<b>人事異動のため</b> その他( )	

新任者は、選任前に廃棄物管理責任者講習会を受講している必要はありません。選任後に講習会を受講していただければ結構です

**『廃棄物管理責任者と補助者』**



廃棄物管理責任者は前述の職務を行っていただける方であれば、職場での職階などは問いません。ただし、排出者としての事業者の責任は重大なので、責任者は事業所の責任者や建築物所有者との連携を取れる方をお願いします。また、実際に再利用計画書を作成したり、保管場所等の管理を行う際に、補助者を選任することもできます。責任者は必ず設置いただく必要がありますが、補助者の設置は任意です。届出様式は、区のホームページからダウンロードできます。なお、区からの連絡は原則として責任者を窓口に行います。

## (2) 再利用計画書、ごみ処理・リサイクルフロー図の作成と提出

資源やごみの発生量や排出状況を把握することが、3R推進に向けた取り組みを進めるうえで重要です。そのため、**再利用計画書**と**ごみ処理・リサイクルフロー図**（区のホームページからダウンロードできます。）を毎年度ごとに作成し、オンライン手続きで、**5月31日まで**に**清掃・リサイクル部事業課宛**に提出して下さい。

詳しくは世田谷区ホームページ内ページ番号 138676 で検索してください。

第2号様式(第8条関係) 記入例

事業用大規模建築物における再利用計画書

世田谷区長 あら 計画書の作成年月日を記入  
令和●年 ●月 ●●日

「所有者」は、必ずしも民法上の所有者である必要はありません。建築物を事実上占有して使用している方や、総合的な管理権限を与えられている方等を所有者とみなすことができます。

建築物名称 **世田谷〇〇ビル**  
 建築物所在地 **世田谷区世田谷〇-〇-〇**  
 所有者住所 **世田谷区世田谷●-●-●**  
 所有者氏名 **株式会社世田谷〇〇**  
 代表取締役 **〇〇 〇〇** 押印不要

(法人にあたっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区清掃・リサイクル条例第20条第3項の規定により、事業用大規模建築物における **令和●**年度の再利用計画書を次のとおり提出します。

建築物の属性			
事業に用いる場所の延べ床面積 (住宅部分を除き、共用部分を含む。) (別館を含む。)	<b>2.500</b> ㎡	建築物(別館がある場合は、代表の建築物)の階数	地上 <b>3</b> 階 地下 <b>1</b> 階
同一敷地内別館の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合は、下の「※別館」	敷地面積でなく、延床面積です。	
建築物(別館を含む。)に出入りする人の数	従業員(テナントの従業員を含む。) 外来者(一日平均)	<b>100</b> 人 <b>500</b> 人	計 <b>600</b> 人
建築物(別館を含む。)の使用状況	<input type="checkbox"/> 全ての部分を所有者が使用 <input checked="" type="checkbox"/> 所有者及びテナントが使用 <input type="checkbox"/> 全ての部分をテナントが使用 <input type="checkbox"/> その他( )		
建築物(別館を含む。)を使用している事業者		建築物(別館を含む。)を使用している事業者の名称 ※別添に代えることも可	
事務所	<b>1</b> 所 <b>1.500</b> ㎡	<b>●●企画(1F)</b> <b>××不動産(2F)</b>  <b>テナントビルは各テナント名とそのテナントが入っている階を記載。</b> <b>(例:A店(1F)、B社(2F)、C事業所(3F))</b>	
工場・研究施設	所 ㎡		
店舗(飲食店を除く。)	<b>1</b> 店 <b>500</b> ㎡		
飲食店・ホテル・式場	<b>1</b> 店 <b>500</b> ㎡		
倉庫・流通センター	㎡		
医療機関	㎡	<b>別館無しの場合は記載不要。</b>	
その他( )	㎡		
共用部分	住宅部分 ㎡	計 <b>2.500</b> ㎡	
※別館について	別館の名称	<b>世田谷〇〇ビル別館</b>	
	所在地	<b>世田谷区世田谷△-△-△</b>	
	階数及び延べ床面積	地上 <b>3</b> 階 地下 階 <b>1.000</b> ㎡	
廃棄物の種類	廃棄物の収集運搬業者	許可番号	持込先
<b>一般廃棄物</b>	<b>(株)●●商会</b>	●●●●	<b>清掃工場</b>
<b>産業廃棄物</b>	<b>▲▲興業(株)</b>	●●●●	<b>●×商事</b>
再生資源の種類	区収集の場合は、種類を「可燃ごみ」「不燃ごみ」とし、業者欄に「区収集」又は「世田谷区」と記載。その他の欄は記載不要。		<b>再利用率5%アップを目標に取り組んだ結果、目標を達成することができ、廃棄量が減少するとともに、職員の意識も高まり全体の発生量も減少した。</b>
<b>古紙・ダンボール等</b>	<b>●×商店</b>		
<b>厨芥</b>	<b>(株)●×商会</b>		
<b>発泡スチロール</b>	<b>▲▲興業(株)</b>		
<b>廃油</b>	<b>■●油脂(株)</b>		
	区収集の場合は、業者欄に「区収集」又は「世田谷区」と記載。持込先は記載不要。		<b>前年度の結果を振り返り評価や変動の要因を記入。</b>
	収集運搬業者が直接持ち込む先を記入。		
1 今年度計画	テナントの移転があったため、段ボール類の発生量が増えた。		物管理責任者 <b>●●年 ●月 ●日</b>
2 ごみ減量及び再利用についての今年度の目標	再利用率を <b>10%アップ</b> させる。		廃棄物管理責任者講習会受講年月日(直近) <b>未受講の場合は空欄。</b> ●●年 ●月 ●日
3 今後の具体的取組について	テナント会議で <b>ごみの発生量及び廃棄量を減らすよう協力を呼び掛ける。</b>		所在地・〒 <b>154-0017</b> <b>世田谷区世田谷4-21-27</b>
	可能な限り「数値化」して目標を設定すると具体的なになります。		法人名 <b>株式会社 世田谷商事</b>
	実際の記入者名を記入。 廃棄物管理責任者本人の場合も、そうでない場合も記入。		所属名・職名 <b>総務部長</b>
	再利用率計画書 記入者名 ( <b>世田谷 太郎</b> )		氏名・ふりがな <b>せたがや たらう</b> <b>世田谷 太郎</b>
	連絡先 <b>03 (●●●●) ▲▲▲▲</b>		電話番号 <b>03 (●●●●) ▲▲▲▲</b> (内線) <b>■●■●</b>
	メールアドレス <b>●●●●@▲▲▲▲.■●■●.jp</b>		メールアドレス <b>●●●●@▲▲▲▲.■●■●.jp</b>

★世田谷区のホームページのエクセルを利用すると  
発生量、再利用率及び前年度からの増減は自動計算されます。

(裏)

★区の収集を利用している場合は、**1リットル0.19kg**で  
計算してください。(例:45リットル1袋=0.19×45=8.55kg)

建築物名称 **世田谷商事ビル**

※ 数量の単位を選択してください。  kg  t

整理欄  
(記入不要)

(C)発生量

…発生したごみの全体量

(D)再利用率

…(C)のうち、リサイクル  
処理されている量

(E)廃棄量

…(C)のうち、リサイクル  
されずに最終処分された  
ごみの量(C-D)

(C)=(D)+(E)です。

27

4

分種類	年度 区	前々年度実績		前年度実績 (●●●●年 4月 ~ ●●●●年 3月)				今年度計画 (●●●●年 4月 ~ ●●●●年 3月)				前年度からの増減 (今年度計画-前年度実績)			
		発生量 (A)	再利用率 (B)	発生量 (C)	再利用率 (D)	廃棄量 (E)	再利用率 (D÷C×100)	発生量 (F)	再利用率 (G)	廃棄量 (H)	再利用率 (G÷F×100)	発生量 (F-C)	再利用率 (G-D)	廃棄量 (H-E)	
一般廃棄物 (可燃物)	(1) コピー用紙及び0A用紙	20.00	70.0 %	20.22	14.50	5.72	71.7 %	19.00	18.00	1.00	94.7 %	▲ 1.2	3.5	▲ 4.7	
	(2) シュレッダー紙	5.00	100.0 %	10.00	10.00	0.00	100.0 %	9.50	9.50	0.00	100.0 %	▲ 0.5	▲ 0.5	0.0	
	(3) 新聞紙及び折込チラシ	20.00	75.0 %	18.60	15.00	3.60	80.6 %	18.00	15.00	3.00	83.3 %	▲ 0.6	0.0	▲ 0.6	
	(4) 段ボール	2.00	100.0 %	1.40	1.40	0.00	100.0 %	1.30	1.30	0.00	100.0 %	▲ 0.1	▲ 0.1	0.0	
	(5) その他の紙類	10.00	50.0 %	9.10	3.64	5.46	40.0 %	9.00	3.78	5.22	42.0 %	▲ 0.1	0.1	▲ 0.2	
	(6) 紙類計((1)~(5)の計)	57.00	79.0 %	59.32	44.54	14.78	75.1 %	56.80	47.58	9.22	83.8 %	▲ 2.5	3.0	▲ 5.6	
	(7) 厨芥(茶殻・残飯等の生ごみ)	1.00	40.0 %	0.60	0.30	0.30	50.0 %	0.50	0.30	0.20	60.0 %	▲ 0.1	0.0	▲ 0.1	
	(8) 剪定枝等(葉、幹を含む。)	0.20	100.0 %	0.10	0.00	0.10	0.0 %	0.10	0.10	0.00	100.0 %	0.0	0.1	▲ 0.1	
	(9) 草・落ち葉等	0.50	0.0 %	0.60	0.00	0.60	0.0 %	0.40	0.00	0.40	0.0 %	▲ 0.2	0.0	▲ 0.2	
	(10) 紙おむつ	2.00	0.0 %	2.20	0.00	2.20	0.0 %	1.80	0.00	1.80	0.0 %	▲ 0.4	0.0	▲ 0.4	
	(11) その他の一般廃棄物	0.60	0.0 %	0.51	0.00	0.51	0.0 %	0.40	0.10	0.30	25.0 %	▲ 0.1	0.1	▲ 0.2	
	(12) 小計((6)~(11)の計)	118.30	68.2 %	63.33	44.84	18.49	70.8 %	60.00	48.08	11.92	80.1 %	▲ 3.3	3.2	▲ 6.6	
産業廃棄物 (不燃物・焼却不適物等)	(13) 飲料用瓶	0.12	100.0 %	0.12	0.12	0.00	100.0 %	0.12	0.12	0.00	100.0 %	0.0	0.0	0.0	
	(14) 飲料用缶	0.16	100.0 %	0.15	0.15	0.00	100.0 %	0.15	0.15	0.00	100.0 %	0.0	0.0	0.0	
	(15) ペットボトル	0.00	0.0 %	0.00	0.00	0.00	0.0 %	0.00	0.00	0.00	0.0 %	0.0	0.0	0.0	
	(16) 食用油	0.20	100.0 %	0.10	0.10	0.00	100.0 %	0.10	0.10	0.00	100.0 %	0.0	0.0	0.0	
	(17) プラスチック及びビニール	6.00	90.0 %	5.00	4.50	0.50	90.0 %	4.80	4.00	0.80	83.3 %	▲ 0.2	▲ 0.5	0.3	
	(18) ガラス及び陶器	1.00	100.0 %	1.20	1.20	0.00	100.0 %	1.20	1.20	0.00	100.0 %	0.0	0.0	0.0	
	(19) 金属類	3.00	100.0 %	1.10	1.10	0.00	100.0 %	1.00	1.00	0.00	100.0 %	▲ 0.1	▲ 0.1	0.0	
	(20)														
	(21)														
	(22) その他の産業廃棄物	4.00	60.0 %	3.30	2.50	0.80	75.8 %	3.00	2.40	0.60	80.0 %	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	
(23) 特定の事業活動に伴う可燃物	0.00	0.0 %	0.00	0.00	0.00	0.0 %	0.00	0.00	0.00	0.0 %	0.0	0.0	0.0		
(24) 小計((13)~(23)の計)	14.48	36.7 %	10.97	9.67	1.30	88.1 %	10.37	8.97	1.40	86.5 %	▲ 0.6	▲ 0.7	0.1		
(25) 合計((12)及び(24)の計)			74.30	54.51	19.79	73.4 %	70.37	57.05	13.32	81.1 %	▲ 3.9	2.5	▲ 6.5		

記入不可。項目に当てはまらないものは、すべて(22)その他の産業廃棄物へ合算してください。

備考 数量については、単位「t」を選択した場合は小数第3位を四捨五入して小数第2位までを表示し、単位「kg」を選択した場合は小数点以下を四捨五入して整数で表示してください。



- ① 記入する数量の単位を選択してください。
- ② 前年度実績の記入方法 ※前々年度実績は、前年度の書類を参考に記入してください。
- ・区 HP 掲載のエクセルデータを使用する場合、(D)再利用率と(E)廃棄量を入力すると(C)発生量が自動計算されます。
  - ・基本的には、項目ごとの発生量と再利用率を求め、そこから再利用率と廃棄量を算出します(再利用率と廃棄量の数字をそれぞれ把握できる場合を除く)。

★(C)発生量…実績を収集運搬業者に確認したり、日ごろからごみの計量を行い、記録する等の方法で把握できます。

※ 品目ごとの量が分からない場合は、普段の排出状況を見て全体量を案分する等し、できる限り内訳を出すようにしてください。

★(D)再利用率…リサイクルの方法としては、「**マテリアルリサイクル**(製品の原料として再利用)」「**ケミカルリサイクル**(化学的な処理をした後に新たな原料として再利用)」「**サーマルリサイクル**(廃棄物を焼却した熱エネルギーを再利用)」があります。契約書等で処理方法を確認し、これらいずれかの処理を行っていれば、(D)再利用率としてください。なお、基本的な考え方は以下の通りです。

- ・一般廃棄物は、再資源化の契約を結んでいるものを除き、通常は処理を委託した許可業者によって清掃工場に持ち込まれます。その場合、全て(E)廃棄量に記入してください。
- ・産業廃棄物は、品目によって処理方法が異なるため、契約書記載の最終処分情報を見るか、処分業者に再利用率を確認し算出してください。なお、一般的にほとんどの品目がリサイクル可能です。

③ 今年度計画の記入方法

★考え方は②と同様です。前年度実績を基準に、今年度の事業予定等も考慮し、計画値を記入してください。

④ 項目ごとの補足説明

★紙類(1)コピー用紙及び OA 用紙(2)シュレッダー用紙(3)新聞紙及び折込チラシ(4)段ボール(5)その他の紙類

…リサイクルできる紙類が該当します。お菓子の空き箱・厚紙など、リサイクルできる紙類のうち、(1)～(4)に当てはまらないものは、全て「(5)その他の紙類」に記入してください。

★(8)剪定枝等(葉、幹を含む)…造園業者が剪定し持ち帰った分は造園業者のごみとなりますので、記入不要です。また、草むしりや掃き掃除等で発生した草や落ち葉等は「(9)草・落ち葉等」に計上してください。

★(11)その他の一般廃棄物…(1)～(10)にあてはまらない一般廃棄物(ティッシュや割りばしなどの可燃物等)を記入してください。

★(13)飲料用瓶(14)飲料用缶(15)ペットボトル…ベンダー(自動販売機設置業者)回収分は記入不要です。

★(22)その他の産業廃棄物…(13)～(19)に当てはまらない産業廃棄物(汚泥や分別不可能な混合廃棄物等)を記入してください。

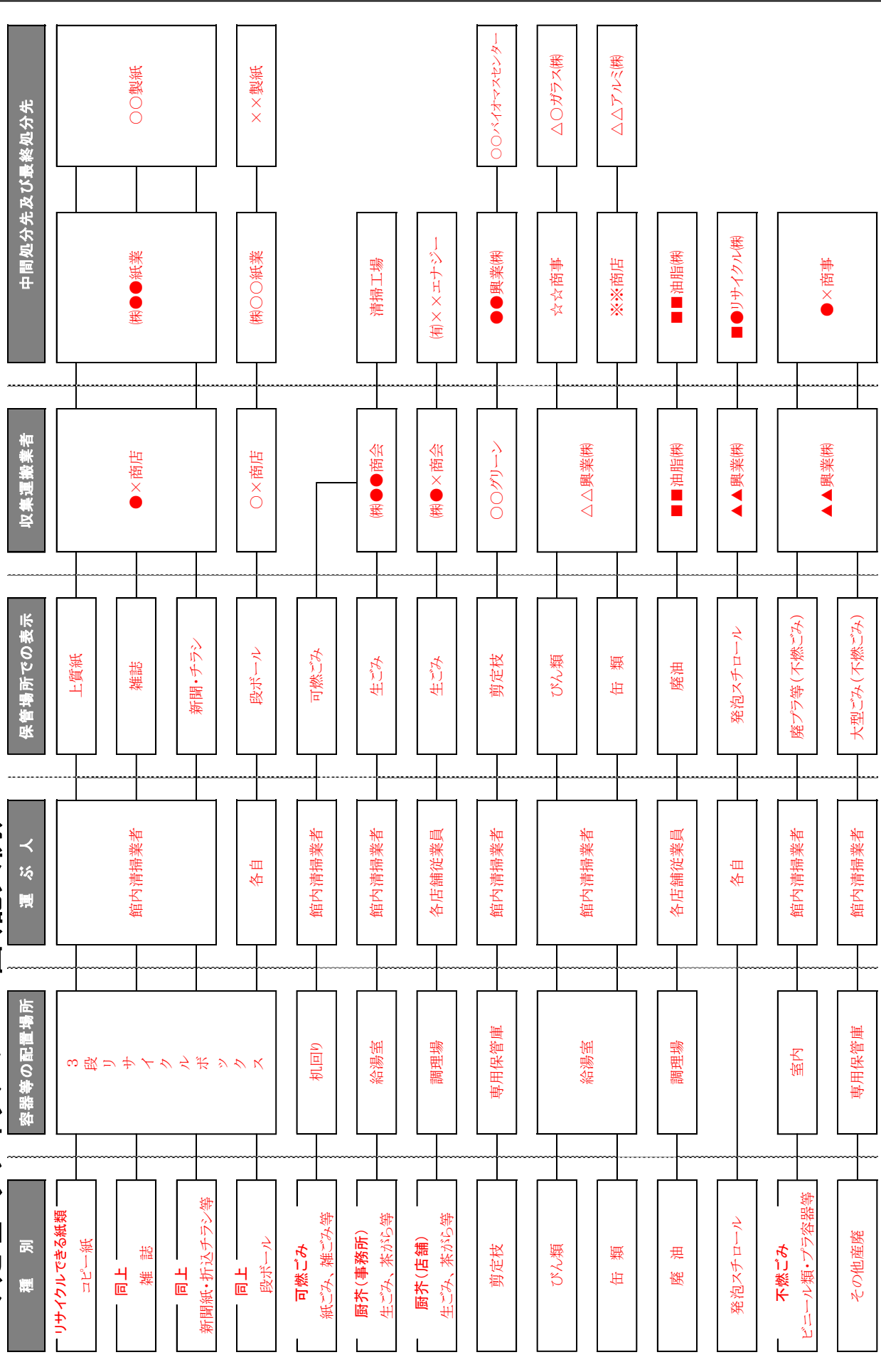
★(23)特定の事業活動に伴う可燃物…「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動物性残渣」等の可燃物は、通常、一般廃棄物となりますが、特定業種から発生する場合は、品目によって産業廃棄物に分類されます。詳細は P.8「産業廃棄物一覧表」を参照してください。

# ごみ処理・リサイクルフロー図(記入例)

建築物名称:

世田谷○○ビル

令和●●年●●月●●日 現在



# 8 医療業、建設業、食品関連業の皆さんへ

医療業、建設業、食品関連業については、業種の特성에応じたルールがあります。

## 1 医療業

医療関係機関等<sup>27</sup>から出る廃棄物は、アからウの3つに分かれます。

① 又は②の方法で処理して下さい。



<b>ア 感染性廃棄物</b> 結核、新型インフルエンザなど人に感染するおそれのある病原体が付着した又は付着しているおそれのある廃棄物	<b>イ 非感染性廃棄物</b> 医療行為に伴い排出された感染のおそれのない廃棄物（感染性廃棄物を滅菌処理したものも含む） <b>「区指定ステッカー」</b> （※）（以下の記載を参照）を貼付すること	<b>ウ 非医療廃棄物</b> 待合室や事務室などから出る、医療行為に伴い排出されるもの以外の廃棄物
--	--	---

① 許可業者へ委託

P46 参照

**「特別管理産業廃棄物<sup>28</sup>」**の「感染性廃棄物」の許可を受けた業者に委託

産業廃棄物は産業廃棄物の許可を受けた業者に委託  
 一般廃棄物は一般廃棄物の許可を受けた業者に委託  
 （両方の許可を受けた業者に委託することもできます。）

施設の所在地を管轄する清掃事務所に「**医療廃棄物等処理状況報告書兼区への収集・運搬依頼書**」を提出して下さい。（「区への収集・運搬依頼書」欄への記入は不要です。）

② 区の収集を利用（右の要件に該当する場合のみ）

P14 参照

**感染性廃棄物、鋭利なもの**  
 （注射針、メス等。ペン型注射器のような針部分を容器等で覆っているもの、未使用のもの、滅菌処理済みのものも含む。）、**液状・泥状のもの**（レントゲン廃液、薬品類等）、**臓器類**は出せません！  
 はり師、きゅう師の施術所等からの施術に使う針や血液等の付着した紙ごみ等も区では収集しません。

**◆対象施設**  
 病院、診療所（歯科診療所含む）、介護老人保健施設、助産所、飼育動物診療施設のうち、排出日量が**規則に定める基準<sup>29</sup>**を超えない施設

**◆収集できるもの**  
 一般廃棄物（ただし、**あわせ産廃**を含む）

**◆事業系有料ごみ処理券**  
 医療関係機関等から出る廃棄物は、適正に分別し、必ず「**事業系有料ごみ処理券**」を貼付して下さい。

施設の所在地を管轄する清掃事務所に「**医療廃棄物等処理状況報告書兼区への収集・運搬依頼書**」を提出して下さい。

（※）非感染性廃棄物を排出し、許可業者への委託又は区の収集により、区長の指定する処理施設（清掃工場）へ運搬する場合、**感染性廃棄物を非感染性廃棄物に滅菌処理したものには緑色のステッカー、最初から非感染性廃棄物のもの（紙おむつ含む）は青色のステッカー**を貼付して下さい。ステッカーは、社会福祉法人東京コロニー東京都大田福祉工場（TEL:03-3762-7611）で購入するか、施設名、管理責任者名、排出年月日を明記し、作成することも可能です。**非医療廃棄物は区指定ステッカーを貼付する必要はありません。**



詳細は、世田谷区ホームページ内ページ番号 5062 「医療廃棄物の処理について」をご覧ください。

<sup>27</sup> 病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、飼育動物診療施設、国又は地方公共団体の試験研究機関（※）、大学及びその付属試験研究機関（※）、学術研究又は製品の製造・技術の改良・考案・発明に係る試験研究所（※）  
 （※）医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る。  
<sup>28</sup> 産廃のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいう（法第2条第5項、令第2条の4）。廃棄物が一廃であれば「特別管理一般廃棄物」となる。特管産廃の許可があれば特管一廃も取扱可能。  
<sup>29</sup> P13の<sup>14</sup>と同様。



全ての医療関係機関等の方は、2年毎に「医療廃棄物等処理状況報告書兼区への収集・運搬依頼書」を管轄の清掃事務所に提出してください。

第1号様式（第3条関係）

**（記入例① ～許可業者による収集の場合～）**

医療廃棄物等処理状況報告書 兼 区への収集・運搬依頼書

令和●●年●月●●日

世田谷区長あて

必要に応じて、コピー等により控えを保管してください。

(申請者) 事業所名 ●●診療所

代表者氏名 世田谷 太郎

押印不要

所在地 世田谷区世田谷1-1-1

電話 03 (1234) 5678 FAX 03 (1234) 5678

メールアドレス: abcd@efgh.co.jp

世田谷区医療廃棄物等取扱要綱第3条に基づき、下記のとおり、医療廃棄物等の処理状況について報告します。

報告欄	管理責任者の職氏名	職 医師（又は歯科医師、獣医師等）	氏名 世田谷 太郎
	業態及び規模	① 病院 ② 診療所（一般・歯科） ③ 衛生検査所 ④ 介護老人保健施設 ⑤ 助産所 ⑥ 動物診療施設 ⑦ 試験研究機関 ⑧ その他（ 病床数 ●●床 ・従業員数 ●●人	

自己運搬している物があれば①、業者委託の物は②、区の収集・運搬を依頼する場合は③にそれぞれ記入して下さい。該当のない箇所は空欄で構いません。なお、**排出日量は、週平均量を6(日)で除して割り出して下さい。**

報告欄	種類	排出日量	運搬頻度	運搬先
① 自己運搬	非感染性廃棄物	Kg	週・月 回	焼却等の処分業者名 を記入して下さい。
	非医療廃棄物	Kg	週・月 回	収集運搬の業者名 を記入して下さい。
	感染性廃棄物(※1)	●●Kg	週・月 1 回	運搬先: 株式会社 ▲▲▲※清掃工場は不可 委託業者名: 株式会社 ●●●●
	非感染性廃棄物			
	産業廃棄物(主に不燃物及び廃プラスチック)	●●Kg	週・月 2 回	運搬先: 株式会社 ▲▲▲※清掃工場は不可 委託業者名: 株式会社 ●●●●
② 業者委託	一般廃棄物(主に可燃物)	●●Kg	週・月 1 回	運搬先: 東京二十三区清掃工場 委託業者名: 株式会社 ●●●●
	非医療廃棄物	●●Kg	週・月 1 回	運搬先: 株式会社 ▲▲▲ 委託業者名: 株式会社 ●●●●
	再生資源(古紙、缶・ビン等)	●●Kg	週・月 1 回	運搬先: 株式会社 ▲▲▲ 委託業者名: 株式会社 ●●●●
③ 区の収集				
感染性廃棄物の消毒・滅菌方法				
① 焼却 ② 熔融 ③ オートクレーブ ④ 乾熱滅菌 ⑤ 消毒(煮沸、薬物)				
院内処理している場合に、該当する滅菌等の処理方法 を記入して下さい。院内処理していなければ、空欄で構いません。				
区収集を希望する場合のみ記入して下さい。				
区への収集・運搬依頼書(※1) (下記の□にチェックして、集積所の場所を記入して下さい。)				
□世田谷区医療廃棄物等取扱要綱第4条第4項に規定する排出基準等を遵守しますので、区の収集・運搬を希望します。				
集積所:				
感染性廃棄物とその他廃棄物の保管場所を区分していますか (はい) ・ いいえ				
保管場所の屋内・屋外の別 (屋内) ・ 屋外				

※1 衛生検査所、試験研究機関は区の収集・運搬の対象外です。また、感染性廃棄物は収集できません。

注) 運搬先(処分先)・委託業者名については契約書・マニフェスト等でご確認の上、漏れなく記入して下さい。

## 2 建設業

2002年に施行された「**建設リサイクル法**」（正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）により、発注者は、以下の工事を行う場合、工事着手の7日前までに届出をしなければなりません。

また、発注者は、「**元請業者**」と契約を締結し、書面により説明しなければなりません。



法第21条の3<sup>30</sup>により**建設工事**における**廃棄物の排出者は原則「元請業者」と**なります。

種別	規模	届出先・問い合わせ先
建築物の解体	床面積の合計が80㎡以上(※)	防災街づくり担当部建築安全課建築安全担当 TEL:03-6432-7180 FAX:03-6432-7987
建築物の新築・増築	床面積の合計が500㎡以上(※)	
建築物のリフォーム等	請負金額が1億円以上	
土木工事等	請負金額が500万円以上	

(※)10,000㎡以上の場合等は、東京都に届出が必要になります。届出窓口は、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課指導担当 (TEL:03-5388-3372 FAX:03-5388-1356) です。

## 3 食品関連業

2001年に施行された「**食品リサイクル法**」（正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）により、**食品関連事業者**は、食品廃棄物の発生抑制、再生利用、減量に努めなければなりません。

また、業種ごとにリサイクル率の数値目標が定められています。

そのほか、2019年、新たに事業系**食品ロス**<sup>31</sup>量を半減する（2000年度比2030年度までに）との発生抑制目標値も設定されました。

P37~40 参照



### 食品関連事業者



食品の製造・加工業



食品の卸売・小売業



飲食店及び食事の提供を伴う事業者

### 【業種ごとのリサイクル率】

	2021年度	目標値 (2024年度)
食品製造業	96%	95%
食品卸売業	70%	75%
食品小売業	55%	60%
外食産業	35%	50%

区内の事業所から出るごみのうち、生ごみは紙ごみに次いで多くの割合を占め、再利用率も低い状況にあります。**生ごみは、「水切りを徹底する」ことが減量化に大変効果的で、それにより処理費用を減らすこともできる<sup>32</sup>ので、一石二鳥です。**

<sup>30</sup> 法第21条の3 土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（略）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負った建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

<sup>31</sup> 「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019年10月1日に施行された。まだ食べられるのに廃棄される大量の食品に関しては国際的にも重要な課題となっている。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進しようとするもの。

<sup>32</sup> 生ごみは、その80%以上が水分と言われている。そのため、例えば、廃棄物の処理単価を1kg当たりの重さで契約した場合は、水切りを徹底することにより廃棄物の重量を減らすことができ、処理に係る費用も削減することができる。

## 9 ごみ減量に向けた取り組み

廃棄物は、適正に処理することも大切ですが、まずは“出さない”ことが第一です。そのためには、一人ひとりが**3R**、とりわけ**2R**について意識を持ち、事業所全体で協力して取り組むことが重要です。廃棄物管理責任者が中心になって、まずは、できることから始めてみてください。

### 1 ごみ減量・リサイクルに取り組むメリット

事業所におけるごみの減量・リサイクルの取り組みは、循環型社会の実現に貢献できることはもちろんのこと、以下のようなメリットがあります。メリットを最大限に活かすためにも、事業所全体で一丸となっておみ減量・リサイクルに取り組んでいただくようお願いいたします。

#### メリット1 環境保全に貢献

ごみの減量・リサイクルへの取り組みを進めることにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減など、次世代へ引き継いでいくことができます。

#### メリット2 企業のイメージ向上

環境問題に真剣に取り組んでいる企業として、イメージアップやブランド強化を図ることができます。環境問題に対する意識は、消費者が企業を評価する際の大きな判断材料のひとつです。

#### メリット3 コストの削減

リサイクルには、分別作業や処理費用の増大など、手間やコストアップを懸念する事業所も多いと思います。しかし、ごみを出さない工夫でコストを削減したり、廃棄物を見直し事務用品などのリユースを行うことで、必要経費の削減や効率化につながります。

#### メリット4 税金の有効活用

ごみの処理には莫大な経費がかかっており、ごみの処理には貴重な税金が使われています。（許可業者を利用している場合でも、清掃工場への持ち込み量に応じて、23区が清掃工場の維持・管理経費を負担しています。）世田谷区は令和5年度には約45億円の負担金を支払っています。ごみの排出量を減らすことで、ごみ処理に使われている税金がほかのことに有効活用することができます。

#### メリット5 意識改革・業務内容の見直しの材料

ごみを出さないようにする、環境への負荷を減らすなどの行動は、その効果として、社員の意識改革や業務内容を見直すきっかけとなるにとどまらず、製品の減量化や作業工程のスリム化、品質向上などにつながる可能性を持っています。

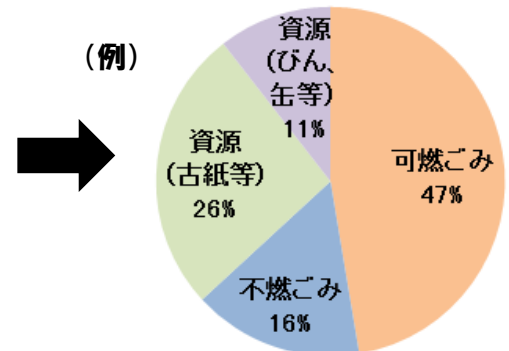
## 2 取組の基本ステップ（例）

### （1）事業所からどのような廃棄物がどのくらい出ているかを知る

- ① 廃棄物を種類ごとに分別し、一定期間、それぞれの量を量ります。
- ② データを集積して、組成を確認します。



（例）



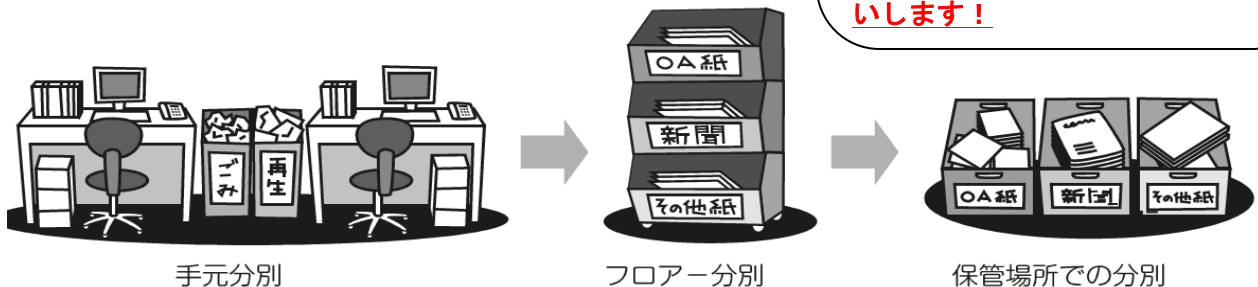
- ③ 再利用できるものやリサイクルできるものがないか確認します。  
(リサイクルする場合は、品目別に、最終的に有価物になるまでの流れを確認します。)

### （2）事業所内の調整・方針の決定を行う

- ① 分別方法や計量方法を決定します。



なかなか方針が定まらない場合は、P42の「具体的な取組」やP44、45の「施設種別取組事例紹介」を参考にしてみたり、P22、23で紹介している「清掃事務所による立入調査」の際に、区からアドバイスすることもできます。**立入調査の積極的な受け入れをお願いします！**



- ② 目標を設定し（数値化すると効果が測りやすい）、効果測定の方法を決めます。
- ③ 事業所内での役割分担を決めます。
- ④ 廃棄物の処理業者、資源の回収業者を決めて契約を締結します。



仲介業者を頼らず、信頼できる処理業者・回収業者を自分で、責任を持って選びましょう。古紙やその他の資源の分別区分や、どこで何に再生されるのか、業者にきちんと確認しましょう。  
資源化にはコストがかかりますので、安すぎるのも要注意です。廃棄されてしまっていないか確認して下さい。複数者から見積りを取ることをおすすめします。



P6、P18、P19 参照

### (3) 必要なものをそろえる

- ① 分別マニュアル、分別容器、分別表などの表示物を作成します。



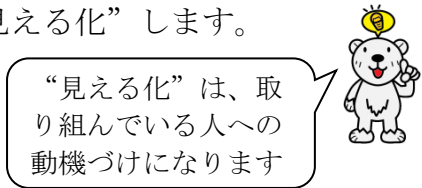
- ② 事業所内の周知用の文書等を作成します。
- ③ 事業所内の社員・従業員への研修等を実施します。

### (4) 排出量・資源化量などを内部（社員等）・外部（お客様等）に報告する

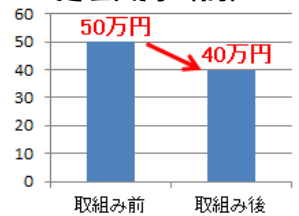
- ① 目標達成率や社内変化、コスト削減効果などを“見える化”します。
- ② 関連情報の提供や、事業所内の意見募集をします。

### (5) 取り組みの効果を測定し、検証する

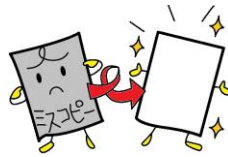
- ① 取り組み前後の変化を把握します。  
(処理費用の削減効果や、分別状況の変化を撮影する等)
- ② 社員へのアンケート等により事業所内の評価を把握します。
- ③ 改善点を検証します。



処理費用（例）



### 3 紙のリサイクル



#### (1) ペーパーレス化

連絡手段に電子メールを活用するなど、ペーパーレス化を推進します。使用枚数をカウントし、プリンターの前に「マイナス〇%」などの目標値を掲示し、進捗状況を周知するのも効果的です。

#### (2) 両面印刷や紙の裏面使用の促進

紙資源を有効利用するためにも、紙の裏面をメモ用紙に使うなど、**再使用**を心がけて下さい。

#### (3) リサイクルボックスの活用

リサイクルボックスを設置し、古紙のうち資源になるものは、資源として分別し、有効活用して下さい。

#### (4) シュレッダー古紙のリサイクル

機密文書や個人情報など、裏面使用に適さない紙などのシュレッダー古紙もリサイクルできます。事業系リサイクルシステム (P.16) の利用、または紙のリサイクル業者へ相談して下さい。

#### 『世田谷クリーン通信』

区内の排出事業者に向けて、廃棄物に関する最新情報や基礎知識などを掲載した通信のバックナンバーを区のホームページに掲載しています。





## 4 剪定枝のリサイクル



世田谷区では、**剪定枝**を再生資源（たい肥化原料等）又はエネルギー源（**バイオマス発電**<sup>33</sup>原料等）として再生利用する取り組みを推進しています。

現在のところ、対象は事業に伴う剪定枝に限っています。

事業に伴う剪定枝として想定されるものとしては、造園業者が家庭や事業所の剪定作業の後、自ら運搬する場合や、事業者が自事業所内の剪定作業の後、自ら運搬する場合などがあります。

なお、施設により受入れ可能な剪定枝の条件（種類・太さ等）がありますので、詳細は下記施設にお問い合わせ下さい。

### (1) 樹木の「剪定」と「運搬」を同一の者が行う場合

事業所の方が自ら剪定して処理施設へ運搬している場合や、造園業者に剪定と運搬を委託している場合などが該当します。

#### 方法① 世田谷区内の保管積替施設（剪定枝専門）に運搬する

区の許可を受けた一般廃棄物処理業者が、23区内から発生する剪定枝の受入れを専門に行っています。受け入れた剪定枝は、大型の車両に積み替えて区外の再生資源化施設に運搬し、資源として活用します。

施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
株式会社世田谷リ・グリーン	世田谷区千歳台 3-15-16	03-3483-0028	03-3483-0064

※持ち込む前に、事前に業者に相談して下さい。

#### 方法② 再生資源化施設に運搬する

23区内で剪定枝を再生資源化している施設です。

施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
東京ボード工業株式会社	江東区新木場 2-11-1 (本社)	03-3522-4138	03-3522-4137

※持ち込む前に、事前に業者に相談して下さい。

### (2) 樹木の「剪定」と「運搬」を異なる者が行う場合

事業所の方が剪定し、許可業者に運搬を委託している場合などが該当します。

上記の**方法②**により、剪定枝を再生資源化できます。

**方法①**の施設に許可業者が運搬する場合は、法第7条第14項により禁止されている一般廃棄物の再委託に該当しないようご注意ください。この場合、**方法①**の保管積替施設との契約と、そこまで剪定枝を運搬する許可業者との契約を分け、それぞれの相手方と排出者が直接契約をするようにしてください。

<sup>33</sup> バイオマスとは、動植物等の生物から作り出される有機性のエネルギー資源で、一般に化石燃料を除くものを総称している。剪定枝などの木質バイオマスを燃やして発電する場合、CO<sub>2</sub>を発生させるが、成長過程で光合成によりCO<sub>2</sub>を吸収するので、CO<sub>2</sub>を増加させることにはならない「カーボンニュートラル」の考え方により、温室効果ガスを排出しないものとして再生可能エネルギーに位置付けられている。

(3) 参考：世田谷区における剪定枝のリサイクルのイメージ図



5 食品廃棄物のリサイクル・食品ロスの削減

**【キャラクター紹介】**  
世田谷区のごみ減量に向けた公式キャラクター、ごみ袋型宇宙人「へらッソ」です。

(1) 食品廃棄物・食品ロス発生量の統計

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されているもの。  
「食品廃棄物」＝不可食部＋食品ロスです。



図1. 食品廃棄物等・食品ロスの推計結果(全国)

	食品廃棄物等			食品ロス		
		うち事業系	うち家庭系		うち事業系	うち家庭系
平成 29 年度	2,550 万トン	1,767 万トン	783 万トン	612 万トン	328 万トン	284 万トン
平成 30 年度	2,531 万トン	1,765 万トン	766 万トン	600 万トン	324 万トン	276 万トン
令和元年度	2,510 万トン	1,756 万トン	754 万トン	570 万トン	309 万トン	261 万トン
令和2年度	2,372 万トン	1,624 万トン	748 万トン	522 万トン	275 万トン	247 万トン
令和3年度	2,402 万トン	1,670 万トン	732 万トン	523 万トン	279 万トン	244 万トン

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

※平成 29 年度より食用仕向量の統計量の発表は行われていません。（農林水産省）

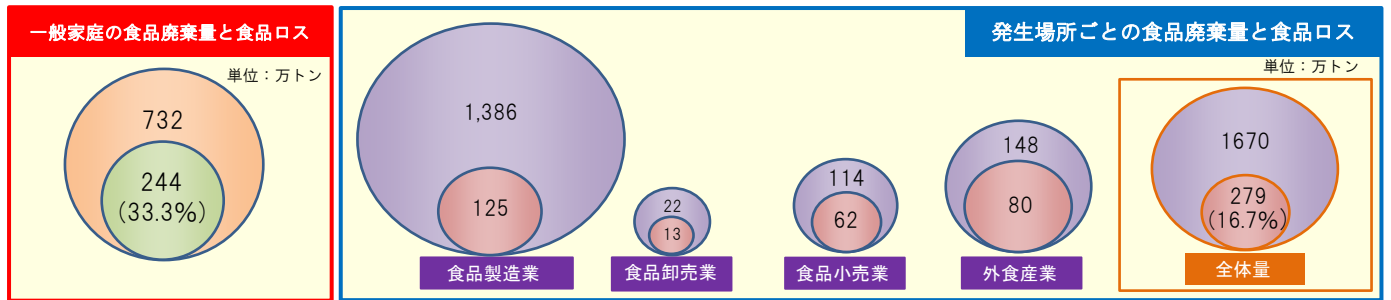
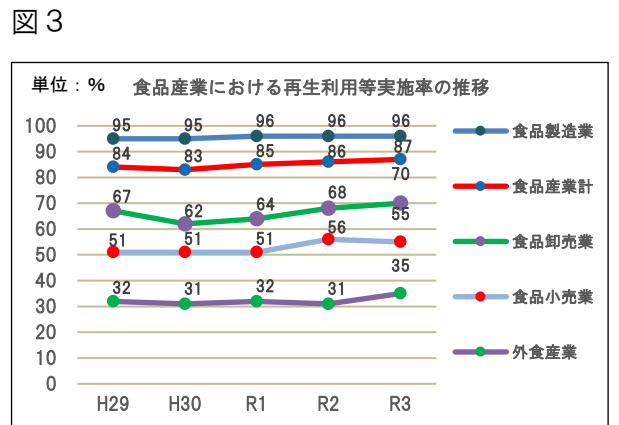
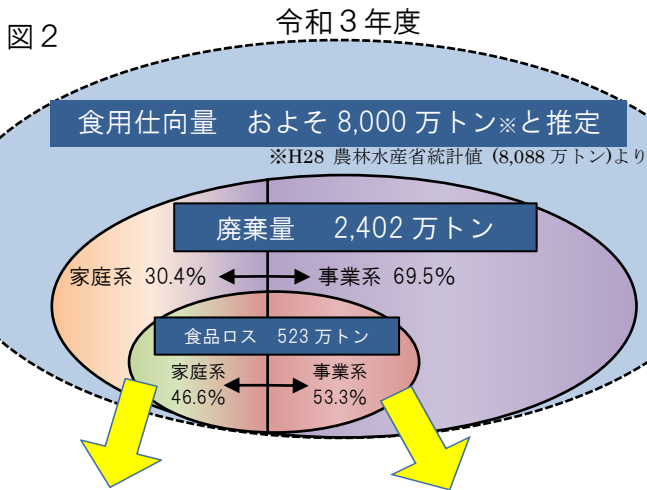


図2のとおり、日本での食料供給量（およそ8,000万トンと推定）のうち、およそ3割にあたる量（2,402万トン）が毎年食品廃棄物になっています。このうち事業系から生じるものが約7割（1,670万トン）を占めています。

事業系廃棄量を事業所ごとに見ると、約8割（1,386万トン）を食品製造業が占めますが、図3のとおり96%がリサイクルされています。一方、外食産業は廃棄量こそ全体の9%程度（148万トン）と少ない目ですが、リサイクル率は35%で、約7割が廃棄されています。同じく、小売業も廃棄量は全体の7%程度（114万トン）ですが、リサイクルされているのは半分程度です。

食品製造業の少ない世田谷区では、外食産業や小売業が中心ですので、全体的に食品廃棄物のリサイクル率が低いことが推測されます。

また、食品ロスについては、事業系53.3%、家庭系46.7%と事業系が家庭系を上回っています。消費者が賢明な消費活動を行うことも重要ですが、事業者としてこれをサポートし、消費者の行動変容を促すことも重要です。

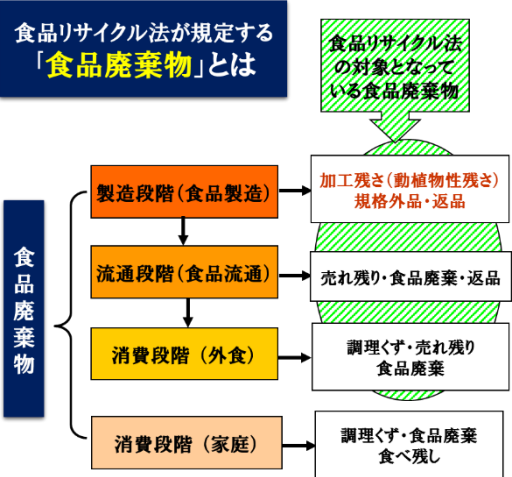
なお、この廃棄量の統計には、外形が悪いために出荷されなかった野菜などの量は入っておらず、これらを含めて、リサイクルの促進や食品ロスを削減することが喫緊の課題です。

## (2) 国などの食品廃棄物・食品ロス削減に関する目標

	食品リサイクル法	食品ロス削減推進法	SDGs	ゼロエミッション東京戦略
正式名称	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	食品ロスの削減の推進に関する法律	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)	ゼロエミッション東京戦略
施行日	2001年5月	2019年10月	2015年9月国連総会で決議	2019年12月
目標等	食品廃棄物の発生抑制と減量化による最終処分量の減少化及び、食品循環資源としての再生利用の促進。 業者ごとの目標値の設定。(P.30参照)	①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図る。 ②まだ食べることができる食品については廃棄することなく、食品として活用する。	目標12 ターゲット:12.3 2030年度までに小売・消費レベルにおける世界全体の食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を半減させる。	気候危機を意識し、2050年までにCO <sub>2</sub> 実質ゼロに向けた戦略。 食品ロスに関して、2000年度と比較して、2030年までには発生量を半減し、2050年までには飼料化・肥料化等により廃棄量をゼロにする。
対象	食品関連事業者 (製造・卸売・小売・外食)	国民各層	事業者・消費者・行政	都民・企業・団体・行政

### (3) 食品廃棄物のリサイクル

## 世田谷区 事業系食品廃棄物リサイクルの環



食品リサイクル法において、取り組みの優先順位は、**発生抑制** > **再生利用** > **熱回収** > **減量** となっており、これら全体を再生利用等としています。うち、再生利用 (リサイクル) の方法には、飼料化、肥料化、メタン発酵やエタノール化などがありますが、リサイクルの方法としては、食品廃棄物が有する豊富な栄養価を有効に活用できる飼料化が最優先です。

世田谷区では、食品廃棄物の排出事業者が、異業者間でも地域内で連携し、ひとつの環をつくってリサイクルを行う、資源循環を目指しています。(左図)

- 下記は、23区内で食品廃棄物をリサイクルしている登録再生利用事業者の例です。持ち込むことのできる食品廃棄物の条件については、各業者にお問い合わせ下さい。なお、持ち込む際には、世田谷区と大田区の事前協議が必要なため、事前に世田谷区までご相談下さい。

施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
株式会社アルフォ (飼料化・メタン発酵発電)	千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 9 階 (本社)	03-5157-2300	03-5157-1889
バイオエナジー株式会社 (メタン発酵発電)	中央区新川 2-9-9 SHビル 4 階	03-5540-4225	03-5540-4228

※上記業者の工場 (持込先) は、いずれも大田区城南島にあります。

## (4) 食品ロスの削減のための取り組み

### ① 「3分の1ルール」などの商慣習の見直し <製造・小売・卸売業>

「3分の1ルール」とは、製造日から賞味期限までの期間を3等分し、製造日から3分の1以内を小売業者への納品期限、次の3分の1を販売期限とする商慣習です。それぞれの段階で期限が切れた食品は廃棄されてしまう可能性があります。

この期限を緩和するだけでもかなりの食品ロス削減が見込まれています。(納品期限の緩和)それ以外にも、賞味期限自体の延長、期限の年月表示化(年月のみで日付までは表示しない)なども含め、食品関連業界全体として見直しが進められています。

### ② 外食産業での食べ切り運動など

#### ● 小盛りメニューの提供 <外食産業>

さんまるいちまる

#### ● 3010運動<sup>※1</sup> <消費者>

#### ● ドギーバッグ<sup>※2</sup>の利用 <消費者>

<sup>※1</sup> 宴会時などに、はじめの30分と終わりの10分は自分の席で食事をしましょう、というもの。

<sup>※2</sup> 外食時等に食べ残した料理をつめて持ち帰るための袋や容器。



### ③ 消費者向け啓発運動 (キャラクター紹介)

食べものに、  
もったいないを、  
もういちど。  
NO-FOODLOSS PROJECT

NO-FOODLOSS PROJECT  
「食品ロス削減国民運動」

**ろすのん**  
※ロゴを利用する際は農林水産省に申請が必要(利用料は無料)。



小売店頭用啓発資材

#### **すぐたべくん**

「すぐに食べる食品は棚の奥から取らないで、陳列順に購入してネ」  
※キャラクター単体の使用は不可。ポスターは環境省HPからダウンロードできます。

**モッテコ**  
飲食店で食べきれなかった料理を「お客様の自己責任で」持ち帰る行為の愛称です。  
※ロゴ等を利用する際は環境省に申請が必要(利用料は無料)。

### ④ フードバンクの活用

まだ食べられるのに処分されてしまう食品を、不要な人から必要とする人へ融通する活動です。

セカンドハーベスト・ジャパンなどの民間団体では、防災備蓄食品の受け入れも行っています。余った食品の提供をご検討ください。

### ⑤ せたがやエコフレンドリーショップ

世田谷区では、食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組む環境にやさしいお店(エコフレンドリーショップ)を募集しています。区のホームページ(トップページ内で右上の検索画面にて、番号190063で検索)でも登録店を紹介しています。

#### 【取り組み事例】

##### 食品ロス削減

- ・小盛りメニューの提供
- ・ばら売りや量り売りの実施
- ・売り切りの工夫
- ・期限間近の食品の値引き販売など

##### プラスチック削減

- ・紙製フォーク・スプーンの使用
- ・精肉等のノントレー販売
- ・プラスチック類の店舗での自主回収
- ・ポリロールの削減など



## 6 プラスチック対策



海洋プラスチックごみ、気候変動、中国をはじめとする諸外国の廃棄物輸入規制の強化などの問題を背景に、プラスチックの使用・排出抑制が世界的な課題になっています。

環境省は2019年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030年までに使い捨てプラスチックの排出を25%減らし、再生利用を倍増するなどの目標を掲げています。

そんな中、令和3年3月9日、新法「プラスチック資源循環促進法」の法案が閣議決定され、6月に国会で成立、令和4年4月に施行となりました。

### ◆「プラスチック資源循環促進法」

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置が講じられ、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制が強化されます。

#### 1. 基本方針の策定

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針が策定されます。

- プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

#### 2. 製造・販売事業者、排出事業者に影響のある内容

- 製造・販売事業者や排出事業者が、自主回収による再商品化や再資源化を計画し、主務大臣に認定された場合は、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要になります。
- プラスチック廃棄物を年間250トン以上排出する事業者に対し、どれくらいの量を減らすのか、再利用についての取り組みを目標として制定することが義務付けられます。
- 削減対象となる12品目の特定プラスチック製品を年間5トン以上扱う事業者（コンビニやホテルなど）に対し、削減に向けた目標の制定と対策を講じることが義務付けられます。

#### 3. 罰則

取り組みや対策が不十分であった場合は、行政指導や社名の公表、さらに命令に従わなかった場合は50万円以下の罰金が科せられます。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要	
製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。	
■ 背景	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。</li> <li>○ このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、<b>包括的に資源循環体制を強化</b>する必要があります。</li> </ul>	
■ 主な措置内容	
1. 基本方針の策定	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する<b>基本方針を策定</b>する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計</li> <li>➢ ワンウェイプラスチックの使用の合理化</li> <li>➢ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等</li> </ul> </li> </ul>	
2. 個別の措置事項	
設計・製造	<b>【環境配慮設計指針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造事業者等が努めるべき<b>環境配慮設計に関する指針</b>を策定し、指針に適合した製品であることを<b>認定</b>する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 認定製品を<b>国が率先して調達</b>する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての<b>設備への支援</b>を行う。</li> </ul> </li> </ul>
販売・提供	<b>【使用の合理化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき<b>判断基準を策定</b>する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li> </ul> </li> </ul>
排出・回収・リサイクル	<b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック資源の分別収集を促進するため、<b>容リ法ルールを活用した再商品化</b>を可能にする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による<b>選別、梱包等を省略</b>して再商品化事業者が実施することが可能に。</li> </ul> </li> </ul>
	<b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造・販売事業者等が<b>製品等を自主回収・再資源化する計画</b>を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul> </li> </ul>
	<b>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組みを<b>判断基準を策定</b>する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、プラスチックを多く排出する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li> </ul> </li> <li>● 排出事業者等が<b>再資源化計画</b>を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul> </li> </ul>
<small>※：リサイクル全体でのプラスチックのフロー</small>	
<small>＜施行期日：公布の日から14日以内で政令で定める日＞</small>	
<b>資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行</b>	

図：環境省 Web サイト「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要」

## 7 具体的な取組例

ここでは、事業所で実際に実施されている事例なども含めて、実績を上げるための具体的な取組例を紹介します。

### 取組事例①

#### 個人用ごみ容器の撤去

ごみ容器が手元にあると、ごみと資源を分別する習慣が付きにくいいため、全ての社員が共通の分別容器を使用することで、安易にごみにしない意識が高まり、ごみの減量につながります。



### 取組事例②

#### 分別状況の調査の実施

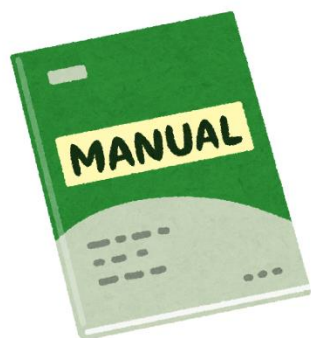
ごみ容器やリサイクルボックスの中身を定期的に調査し、分別状態が悪い場合にはその場所を使用している部署へ注意喚起し、改善されるまで調査の強化を行うなどのルールを作ります。



### 取組事例③

#### ごみ処理マニュアルの作成

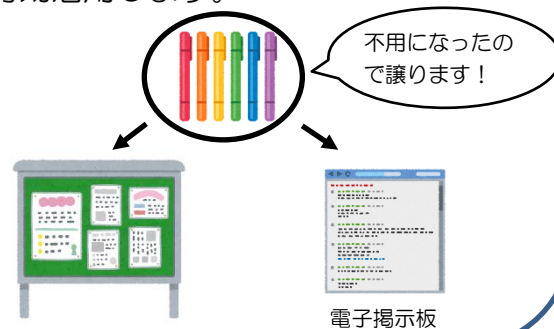
分別方法や回収方法などのルールを詳細に定め、事業所全体で共有し実行できるように「ごみ処理マニュアル」を作成し、共有・実行します。



### 取組事例④

#### 不用品の交換・有効活用

特定の部署で不用になった物でも、他の部署では必要としている場合もあります。不用になっても、まだ使用できる物については広報・掲示板などで情報共有し、最後まで有効活用します。



## ●テナントビルなどの具体例

ビルの中には、複数の事業所が入っているテナントビルも少なくありません。そのため、テナントビルでも実施できる具体例も紹介します。

### 取組事例⑤

#### テナント会議の実施

テナントビルではルールの一貫性や情報共有する場が少ないため、月に1回テナント会議を開催し、ごみの出し方や分別方法などについて話し合い、改善点がないか見直します。



### 取組事例⑥

#### テナントごとの責任者の設置

テナントごとに、ごみの分別やリサイクルを行う責任者を選任し、何かあれば責任者がすぐに対応できる体制にします。



テナントA  
責任者



テナントB  
責任者

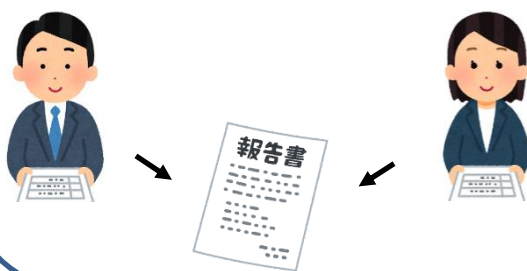


テナントC  
責任者

### 取組事例⑦

#### 定期的なごみ量等の報告

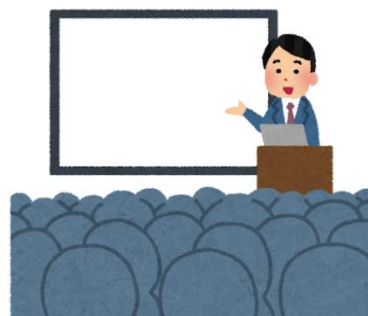
テナントごとにビルの責任者へ定期的にごみ量を報告することで、テナントはごみ量の推移を把握することができ、ビルの責任者は分別方法等に問題がある場合、すぐに指摘し改善を求めることが可能です。



### 取組事例⑧

#### 講習会の実施

テナントを集めてごみの減量やリサイクルに関する講習会を実施することで、テナントの役割を認識するとともに意識啓発にも努めます。





# 施設種別 取組事例紹介

世田谷区内には約 27,000 の事業所があり、それぞれがごみの減量やリサイクルの取組を行っています。ここでは、令和4～5年度に立入調査を実施した事業所で、効果的な取組を行っている事業所を施設種別に紹介します。簡易なものやすぐに取り組める内容も取り上げていますので、是非、自所のごみ減量策の参考にしてください。

## 複合施設 玉川高島屋ショッピングセンター

アパレルや飲食店等の様々なショップが入る大型複合施設。テナントも多く、排出されるごみの種類もさまざま。そこで、テナント毎の廃棄物の種類や量を把握・管理するために、各テナントの従業員がごみの計量とバーコード入力を行っている。ここで記録されたデータを基に、年2回、ごみの減量やリサイクルを達成できた店舗の表彰も行っており、各テナントのモチベーションアップにつながっている。



◀ごみの計量器(手前)



◀バーコード入力機



◀分別されたごみ

また、廃棄物のスペース全体が「リサイクルファクトリー」と呼ばれている。ここでは廃棄物を保管するだけでなく、発砲スチロールの圧縮化やガラスびんの破碎を行う専用の機械を設置し、リサイクルの効率化を図っている。また、分別に関しては、廃プラスチックの中でも、「アパレルの包装用ビニール」「ハンガー」等種類ごとに細かく分けて回収してもらうことで、マテリアルリサイクル（製品の原料として再利用）を推進している。

なお、リサイクルファクトリーは、令和6年秋頃に改装予定。改装後は、計量前に従業員が分別を行うスペースを設けるなど、動線を工夫し、従業員一人ひとりがごみの減量に向けてさらに主体的に取り組んでもらえるようなレイアウトに生まれ変わる。

▶ガラス瓶破碎機(写真右)と発砲スチロール熔融機(左)



▶インコット化



▶破碎後のびん



### 区からひと言



テナント毎の廃棄物量を管理会社で把握し、それぞれの店舗への啓発を行うことで、建物全体のごみの減量やリサイクル率の向上につながっています。廃プラスチックもテナントの排出傾向を把握して、あまり負担のない範囲でのより細かい分別を実施することで、より高度なリサイクルが可能となっています。

## 福祉施設 特別養護老人ホーム 芦花ホーム

家庭系ごみ（居住する利用者の生活ごみ）と事業系ごみの両方が発生する施設。チラシや掲示物等を分かりやすくし、職員への指導を丁寧に行うことで徹底した分別を行っている。

### 区からひと言



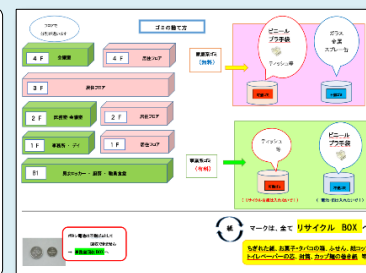
ごみ箱に処理料金を記載することで、職員へコスト意識を持たせたり、実物を掲示することで、分別がスムーズに行われ、ごみの減量につながっています。



◀ごみ箱に料金を記載



◀分別表記は実物を掲示



◀職員用の分別指導チラシ

## 小売店 サミットストア 芦花公園駅前店

スーパーマーケットのサミットストアでは、食品ロス削減の取り組みとして、全店舗（神田スクエア店を除く）で「もぐもぐチャレンジ」を実施。消費期限が迫った商品を積極的に購入してもらうことで、店舗で廃棄となってしまう商品を減らすことを目的としている。また、食品関連事業者として、同店舗の生ごみは食品リサイクル法の登録再生利用事業者に委託し、リサイクルを行っている。

さらに、商品の包装においては、お米の袋に持ち手を付けることでレジ袋を不要としたり、肉・魚類は「ノントレイ包装」などの工夫により、事業ごみだけでなく家庭ごみの減量にもつなげている。

そのほか、芦花公園駅前店においては、店内やバックヤードの至る所に従業員手作りのポップが掲示され、ごみ減量やリサイクルに関して来客者や従業員への効果的な啓発を行っている。



◀シールを集めると寄付  
やガチャやガチャができる

### 区からひと言



もぐもぐチャレンジや生ごみの飼料化等により自社のごみ減量・リサイクルを推進しているほか、包装の工夫や啓発などで一般家庭のごみ減量にもつながっています。



▲持ち手が付いた米袋



▲お肉のノントレイ包装



◀バックヤードのポップ（上）と店内掲示のチラシ（下）



◀店内入口のポップ

## 学校 東京農業大学 世田谷キャンパス

世田谷キャンパスでは、リサイクル推進のため、独自の分別ルール「世田谷キャンパスリサイクルシステム」を設けている。このルールは新入生の学生生活説明会で指導している。

また、敷地内には「リサイクルステーション」があり、ここで清掃職員による分別や計量が徹底して行われている。

さらに、ごみ袋には必ず記名するルールを設け、分別状況が悪ければ大学総務課から直接指導が行われるなど、学生たちが責任を持ち、主体的に分別やリサイクルを推進する体制となっている。

そのほか、生協ではテイクアウト専用の容器として、リサイクルが可能な「リ・リパック」を採用しており、構内に専用の回収ボックスも設けられている。こうした取り組みもリサイクル率の向上につながっている。

### 区からひと言



独自の分別ルールを設定したり、学生たちが主体的に分別やリサイクルに取り組む体制を整えることで、学校全体のごみ減量やリサイクル率の向上につながっています。

▶世田谷キャンパスの分別表

世田谷キャンパス リサイクルシステム	
燃えるごみ	燃えないごみ
<ul style="list-style-type: none"> <li>紙くず(紙のつぼみ)</li> <li>紙類</li> <li>新聞(折りたたみ)</li> <li>雑誌(折りたたみ)</li> <li>未くず(50cm以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品容器・食品トレイ</li> <li>プラスチック類</li> <li>ガラス類(割れ物)</li> <li>金属類(鉄・銅・アルミ)</li> <li>金銀類(ネックレス等)</li> <li>古道具</li> </ul>
リサイクルされる物	リサイクルされない物
<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ</li> <li>資源物</li> <li>資源物(紙類)</li> <li>資源物(プラスチック)</li> <li>資源物(ガラス)</li> <li>資源物(金属)</li> <li>資源物(その他)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スチール缶</li> <li>スチール缶(空)</li> <li>アルミ缶</li> <li>ペットボトル</li> <li>ペットボトル(空)</li> <li>リサイクルされない物</li> <li>生ごみ</li> <li>資源物(その他)</li> </ul>



▲リ・リパック専用の回収ボックス



▲学科毎に専用のダストボックスを設置

## ショールーム 西海陶器株式会社 (SAIKAI SHOWROOM)

波佐見焼製品のショールーム。本社で商品の卸売を行っており、ショールームでは本社との商品のやり取りのほか、顧客へのサンプル品の発送などを行う。そこで使用する緩衝材や段ボールについては、使用済みのものをまとめてストックしておき、繰り返し使用している。

### 区からひと言



緩衝材等を繰り返し使用することで、ごみの発生抑制につながっています。



▲再利用するさまざまな緩衝材のほか、段ボール等もストックしている。



このほか、「令和5年度廃棄物管理責任者講習会」において、二子玉川ライズさんの取り組み事例（テナント毎の廃棄物計量）を紹介させていただきました。

★本誌では、今後も効果的なごみ減量策やリサイクルの取り組みを行っている事業所を紹介してまいりますので、「ぜひ掲載してほしい！」という事業者の方は、発行元までご相談ください。

# 10 資料集

## 1 よくあるQ&A

### (1) 全般に関すること

<p>Q. エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処理方法は？</p>	<p>A. 事業所で使うものでも、家庭用製品か、業務用製品か（不明な場合は、メーカーに問い合わせるなどして確認して下さい。）により取り扱いが異なります。</p> <p>家庭用製品の場合は、<b>家電リサイクル法</b>によりリサイクルが義務づけられているので、①購入店又は買い替え店に引き取りを依頼するか、②家電リサイクル受付センター（TEL:0570-087200）へお問い合わせ下さい。リサイクル料金が必要です。</p> <p>業務用製品の場合は、①購入店又は買い替え店に引き取りを依頼するか、②産業廃棄物処理業者に処理を委託して下さい。</p>
---	---

<p>Q. PCB廃棄物、感染性廃棄物、強酸・強アルカリなど有害な廃棄物の処理方法は？</p>	<p>A. 有害な廃棄物は、特別な管理が必要なため、「<b>特別管理一般廃棄物（特管一廃）</b>」又は「<b>特別管理産業廃棄物（特管産廃）</b>」に区分され、より厳しい法規制の対象になります。処理する際は、「特管産廃」の許可を受けた業者に委託してください。特管産廃の許可業者は特管一廃もあわせて処理することが認められています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆特管一廃・・・PCB部品、ばいじん、感染性廃棄物、廃水銀など</li><li>◆特管産廃・・・燃え易い廃油、強酸・強アルカリ、感染性廃棄物、有害物を含むもの、ダイオキシン関係など</li></ul> <p>詳細は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当（TEL:03-5388-3587 FAX:03-5388-1381）へお問い合わせ下さい。</p>
---	--

### (2) 事業用大規模建築物に関すること

<p>Q. 同時に2つ以上の建築物の<b>廃棄物管理責任者</b>になることはできるか？</p>	<p>A. 原則としてはできません。</p> <p>ただし、同一敷地内又は近接する場所にある2つ以上の事業用大規模建築物の所有者が同じ場合で、一人の廃棄物管理責任者がその2つ以上の建築物の廃棄物管理責任者になっても、その職務に支障が生じないときは可能です。</p>
--	--

<p>Q. 敷地内に2つの棟があるが、<b>廃棄物管理責任者</b>も2人選任する必要はあるか？</p>	<p>A. 基本的には棟ごとに廃棄物管理責任者を選任して下さい。</p> <p>ただし、学校、病院、工場など同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理や保管が一体として行われる場合は、1棟とみなします。</p>
--	--

<p>Q. この建物からごみはほとんど出ないので、何もしなくていいか？</p>	<p>A. 対象の建築物は、事業用途の床面積を基準にしているので、排出量が少なくても、廃棄物管理責任者の選任と届出（選任した日から30日以内）、再利用計画書とごみ処理・リサイクルフロー図の提出（毎年5月末まで）をお願いします。</p>
<p>Q. 所有者は、民法上の所有権を有する者に限るのか？</p>	<p>A. 必ずしも民法上の所有権を有するものである必要はありません。この制度においては、次の方を所有者とみなすことができます。（世田谷区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第4条より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者</li> <li>(2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者</li> <li>(3) 建築物の全部を賃借その他の事由により、事実上占有して使用している者</li> <li>(4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者</li> </ul>
<p>Q. <b>廃棄物管理責任者</b>は組織上の管理職でなくてはいけませんか？</p>	<p>A. 必ずしも管理職である必要はありません。</p> <p>建築物の所有者や占有者等が法人である場合、誰を廃棄物管理責任者に選任したらよいか、管理職でなければならないか、との質問をよく受けますが、役職の限定はありません。</p> <p>廃棄物の処理に関してよく把握し、関係者との連絡・調整ができる方が適任です。また、責任者を補佐する補助者を選任することもできますので、ご活用下さい。（P24、25 参照）</p>
<p>Q. テナントビルの所有者だが、複数のテナント事業者が独自に廃棄物処理をしており、処理状況の把握が難しい。それぞれ別個に考えてよいか？</p>	<p>A. 原則としては1棟の建築物を単位として、対象と考えていますので、当該ビル全体の廃棄物を統括的に管理できる方を廃棄物管理責任者として選任し、再利用計画書の作成等をお願いしたいのですが、一体的な取扱いが困難な場合は、各部分ごとに独立した建築物とみなすことができます。ただし、各部分が1,000㎡未満になったとしても、それぞれを1棟の建築物とみなすため、各テナントもそれぞれに所有者としての責務が生じますので、個別に廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出が必要です。</p> <p>また、区分所有により所有者が複数いらっしゃる場合も同じで、一体的な取扱いが困難な場合は、それぞれ独立した対象者とすることができます。</p>

## 2 マニフェストの購入方法

販売先	問い合わせ先	販売方法	代金納入方法	販売価格（税込）
東京廃棄物事業協同組合 〒169-0075 新宿区高田馬場 1-28-10 三慶ビル5階	事務局 TEL：03-3232-6249 FAX：03-3232-7004	①店頭販売 （1セットから） ②FAXによる受付販売 ※申込用紙はHPよりダウンロード可	①現金払 ②同封の振込用紙による振込払い	1箱100セット単位 一廃マニフェスト 1,298円 産廃マニフェスト 2,607円
一般財団法人 東京都弘済会 〒104-0043 中央区湊1-12-11 八重洲第七長岡ビル4階	弘済会アシスト TEL：03-6826-1011 FAX：03-3551-0678	①店頭販売 ②FAXによる受付販売 ③インターネットによる販売	①現金払 ②銀行口座払 （送料込みの代金を後払い）	1箱100セット単位 一廃マニフェスト 1,675円 産廃マニフェストの取扱いはなし。
一般社団法人 東京都産業資源循環協会 〒101-0047 千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル7階	TEL：03-5283-5455 FAX：03-5283-5592	①FAXによる受付販売	①郵便局の払込用紙による振込払い	1箱100セット単位 一廃マニフェストの取扱いはなし。 産廃マニフェスト 3,000円

※別途、送料が必要な場合があります。各販売先にお問い合わせ下さい。




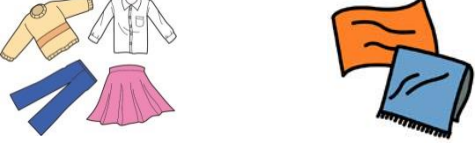

※電子マニフェストについては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）のホームページ等をご確認ください。（TEL：03-5807-5911）

## 3 廃棄物処理法の主な罰則

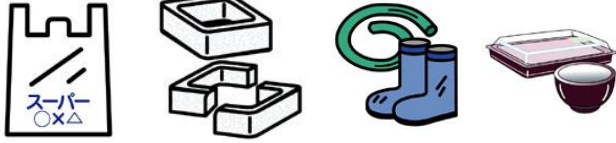
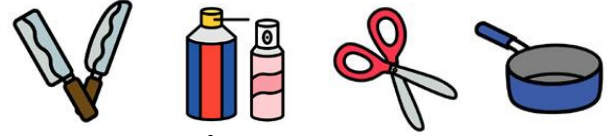

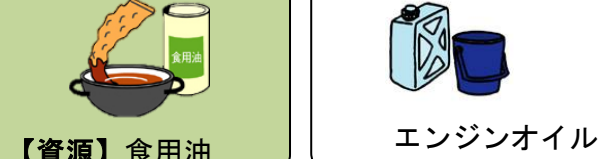

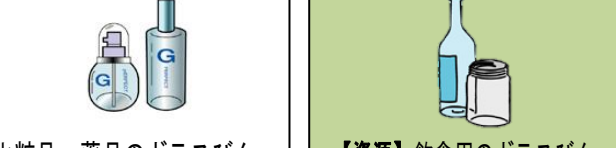
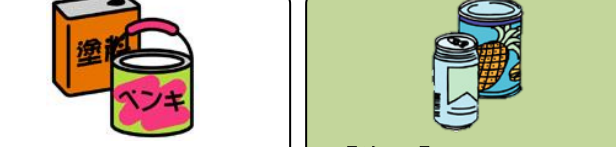

排出事業者に係る主な違反項目	罰則（懲役、罰金）	根拠法令
廃棄物の <b>不法投棄</b> 、不法焼却	<b>5年以下</b> の懲役若しくは <b>1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）</b> の罰金又はこの併科	法第25条 （法第32条）
無許可営業		
無許可業者への委託禁止違反		
改善命令違反	<b>3年以下</b> の懲役若しくは <b>300万円以下</b> の罰金 又はこの併科	法第26条
<b>委託基準</b> 違反		
廃棄物管理票（ <b>産廃マニフェスト</b> ）の ・不交付、未記載、虚偽記載 ・保存義務違反 ※以上の行為は、万一委託した廃棄物が不適正に処理された場合に、東京都からの措置命令の対象にもなります。また、未受領時に適正な措置を講じない場合も、措置命令の対象になります。	<b>1年以下</b> の懲役若しくは <b>100万円以下</b> の罰金	法第27条の2
産業廃棄物処理責任者又は <b>特別管理産業廃棄物</b> 管理責任者 設置義務違反	<b>30万円以下</b> の罰金	法第30条
報告徴収違反、立入検査拒否・妨害		

4 主な事業系廃棄物 分別一覧表

緑で色分けした部分は、一般的に【資源】になるもの  
※その他にも資源化できるものはあります

種類	具体例	備考
生ごみ	 <p>食べ残し                      調理残さ</p>	<p>◆食料品製造業、医薬品製造業などから出る生ごみは「産廃」です。 ◇食品関連事業者には、食品リサイクル法の適用があります。P32 参照</p>
紙くず	 <p>臭い・汚れのついた紙      写真      感熱紙 (レシート等)</p> <p>凹凸のある紙 (点字印刷物等)      圧着はがき      防水加工の紙      カーボン紙</p>	<p>◆建設業、紙製造業、新聞業、出版業、製本業などから出る紙くずは「産廃」です。 ◇靴や鞆の詰め物、アイロンプリント紙、合成紙は資源にはなりません！</p>
木くず	 <p>割り箸                      剪定枝</p>	<p>◆建設業、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業などから出る木くず及び貨物流通用の木製パレットは「産廃」です。 ◇剪定枝は再生資源化にご協力下さい。P36 参照</p>
天然繊維くず	 <p>洋服                      布</p>	<p>◆建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）などから出る繊維くずは「産廃」です。</p>
【資源】古紙	 <p>新聞                      雑誌                      段ボール</p> <p>牛乳パック                      オフィス古紙                      シュレッダー古紙</p>	<p>◇古紙のリサイクルには事業系リサイクルシステムもあります。P16 参照</p> <p>◇シュレッダー古紙は、区の収集に出す場合は「可燃ごみ」です。</p> <p>◇シール、粘着テープ、ビニールが貼られている場合、金属やプラスチックがついている場合は、取り除いてから出して下さい。</p>

一般廃棄物 (備考の◆は、業種により産業廃棄物になるもの)

種 類	具 体 例	備 考
プラスチック類 ・ゴムくず	 <p>ビニール袋 発泡スチロール ゴム製品 弁当がら</p>	<p>◇ プラスチック類・ゴムくずは産廃ですが、<b>弁当がら</b>は、所定の条件を満たせば中防不燃ごみ処理センターに持ち込むことも可能です。 <b>P15 参照</b></p>
金属類	 <p>刃物類 スプレー缶 はさみ 鍋</p>	<p>◇スプレー缶は中身を使い切ってから出して下さい。</p>
陶磁器類 ・ガラス	 <p>コップ 茶碗 電球 植木鉢</p>	<p>◇電球は、産廃の「金属くず」、「ガラスくず」と「プラスチックくず」の混合物に分類されます。 ◇水銀蛍光管は、水銀使用製品産業廃棄物を扱える業者に委託して下さい。</p>
廃油	 <p>【資源】 食用油 エンジンオイル</p>	<p>◇食用油は、固めたり、紙に吸わせず、リサイクルすることでごみ量を減らすことができます。</p>
電池	 <p>乾電池 ボタン電池・充電式電池</p> <p>ボタン電池・充電式電池は、区の収集には出せません。販売店等へ。</p>	<p>◇電池は、産廃の「金属くず」と「汚泥」の混合物に分類されます。</p>
ガラスびん	 <p>化粧品・薬品のガラスびん 【資源】 飲食用のガラスびん</p>	<p>◇ガラスびん・缶のうち飲食用のものリサイクルには、事業系リサイクルシステムもあります。 <b>P16 参照</b></p>
缶	 <p>一斗缶 【資源】 飲食用の缶</p>	<p>◇自動販売機のガラスびん・缶は、販売業者による引き取り（ベンダー回収）が一般的です。</p>
ペットボトル	 <p>【資源】 飲料用・調味料用のペットボトル</p>	<p>◇自動販売機のペットボトルは、販売業者による引き取り（ベンダー回収）が一般的です。</p>

# 事業系一般廃棄物に関する情報・問い合わせ先

世田谷区ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

世田谷区

検索

目次から探す → くらし手続き → ごみ・リサイクル  
⇒ 事業者向け情報（公募情報等を含む）

## ●一般廃棄物に関すること



		管轄
清掃・リサイクル部 事業課	〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 TEL 03-6304-3263 FAX 03-6304-3341	
世田谷清掃事務所	〒154-0011 世田谷区上馬5-21-13 TEL 03-3425-3111 FAX 03-3425-8381	赤堤、池尻、梅丘、大原、上馬、北沢、 経堂、豪徳寺、駒沢1~2丁目、桜、桜 丘、桜上水、三軒茶屋、下馬、世田谷、 代沢、太子堂、代田、弦巻、野沢、羽 根木、松原、三宿、宮坂、若林
玉川清掃事務所	〒158-0092 世田谷区野毛1-3-7 TEL 03-3703-2638 FAX 03-3704-7096	奥沢、尾山台、上野毛、上用賀、駒沢 3~5丁目、駒沢公園、桜新町、新町、瀬 田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉 堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深 沢、用賀
砧清掃事務所	〒156-0056 世田谷区八幡山2-7-1 TEL 03-3290-2151 FAX 03-3290-2171	宇奈根、大蔵、岡本、粕谷、鎌田、上北 沢、上祖師谷、北烏山、喜多見、砧、砧 公園、給田、成城、祖師谷、千歳台、八 幡山、船橋、南烏山

## ●産業廃棄物に関すること 東京都環境局へ。詳細はP17を参照して下さい。



### 事業系一般廃棄物 ガイドブック

令和6年（2024年）4月（改訂）

広報印刷物登録番号No. 2256

編集・発行 世田谷区清掃・リサイクル部事業課

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5

TEL : 03-6304-3263 FAX : 03-6304-3341